

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和三十年七月七日(木曜日)午前十時
二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
白波瀬米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君

委員

寄山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
長谷山行教君
飯島通次郎君
溝口 三郎君
森 八三二君
龜田 得治君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君
鈴木 強平君
松浦 東介君

衆議院議員

國務大臣

農林大臣

政府委員

外務政務次官 園田 直君
外務省参事官 矢口 龍藏君
農林政務次官 吉川 久衛君
農林省農地局長 渡部 伍良君
食糧庁長官 清井 正君

水産庁長官 前谷 重夫君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

説明員

農林大臣官房 藤原 文二君
総合開発課長 和栗 博君
農林省農地 局入植課長

本日の會議に付した案件

○積雪寒冷地帯振興臨時措置法の
一部を改正する法律案(衆議院送
付、予備審査)

○適合審査会開会の件

○農林水産政策に関する調査の件
(昭和三十年産米価格等に関する件)
(日本海外移住振興株式会社法案に
関する件)

(昭和三十年産米の集荷及びその価
格等に関する件)
(漁業用燃油に関する件)

○委員長(江田三郎君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

最初に積雪寒冷地帯振興臨時措
置法の一部を改正する法律案を議題に
いたします。

本法律案につきましては六月二十三
日の委員会において提案理由の説明を
聞いたのでありまして、本日は直ちに
質疑に入ります。質疑者の衆議院議員
松浦東介君と官房の総合開発課長が見
えております。

ちよつと私お尋ねしますが、これが
議決された場合の予算関係について

は、これはどういふことになるのでご
ざいますか。大蔵省その他との関係も
ありましようが、どういふ見通しに
なっておりますか。

○説明員(藤原文二君) 延長になりま
した場合は今後五カ年間に おきます
予算措置といたしましては、延長が決
定いたしますれば直ちに新しい法律に
基き審議会が構成されまして、その
審議会が五カ年間の農業振興計画、積
雪地帯の農業振興計画というものを審
議していただいて、それに基づきまして
政府は必要な予算措置を講ずるとい
う段取りになります。

○委員長(江田三郎君) そうすると大
体これで行きますと、経費は五カ年
間に百億といふものを年々出して行く、
百億といふものを五カ年間に割って出
して行く、こういうことになりますか。

○説明員(藤原文二君) ただいま申し
上げましたように、審議会の決定を経
て振興計画が作られるわけでございます
が、一応事務当局で目算いたしまし
たものは、五カ年間に農地整備、耕種
改善、畜産振興、その他農村振興の總
合施設等を含めまして大体毎年百億ず
つ、五カ年間に五百億程度の経費を要
するものというふうに予想いたしてお
ります。

○委員長(江田三郎君) これは政府の
提案でないのですから、どうも政府へ
聞いてもおかしいことになるのです
が、どういふことになりますか、この
毎年百億ずつを五カ年続けて出すとい
う予算措置は、これは提案者としては

もちろん自信を持っておられると思
いますが、政府としてそれだけのものを
お約束できるわけですか。

○説明員(藤原文二君) 年間百億とい
うのは、従来の積雪地帯における事業
計画等を参照して一応目算を立てたわ
けでございますが、この通りに行きま
すかどうかは、法律にも毎年度「財政
の許す範囲内において、云々」という規
定がございますので、この通りに行
ますかどうかというところは、私から
ちよつと申し上げかねますが、事務当
局といたしましては、もし法案が延長
になりますれば、こういう計画の実現
に極力努力いたしたいと考えておりま
す。

○委員長(江田三郎君) ちよつと政務
次官がお見えになりましたから、この
積雪法の一部改正をした場合に、年間
約百億という予定になるわけですが、
それだけのものを農林省としては責任
をもって実行する用意がございます
か、三十一年度……。なお提案者の方
からもお答えを願えれば……。

○衆議院議員(松浦東介君) 御承知の
ようにこの法律の一部改正をお願いい
たしましたのは、この法律は昭和二十
五年から二十六年にかけまして議員提
出で作られた法律でございまして、御
承知のようにこの日本の北の方、ある
いは日本海に面するところの裏日本と
呼ばれますところの地帯は、非常に
雪が降り、また寒さが激しく、非常に
土地の利用率も低い。立地条件がきわ
めて悪条件が重なっておりますというよう

な状態にありますので、何とかこの恵
まれぬ地方に対しまして、政治的な
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に

恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に

恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に

恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に
恩恵に浴させたい、そして非常に

ように、政府としては対処しなければならぬと考へておられますが、たゞいま具體的に百億というお話しがございましたが、三十一年度からは町村から県へ、県から中央に出て参ります計画等を十分検討をいたしまして、今申し上げましたような法案延長を意義あらしめるような措置を講ずる所存でございます。

○森八三君 この法律は、先刻提案者の代表である松浦代議士からお話しがございましたように、議員提案として衆参両院の総意で決定されて、五カ年間に計画されておる積雪寒冷地帯の振興をやり遂げるという熱情をこめて成立したにもかかわらず、すでに五カ年間を経過しようとしている今日、提案理由の説明書によりますると、わずかに三〇％程度より進行しておらぬ。それが今回の期限の延長という処置を講じざるを得ないという結果に相なっておりますのであります。そこで今政務次官からお話のように、この法律が成立いたしましたれば、今後とも五カ年間に善処をするということでありまが、過去のようなことで、また再び返して参りますれば、また再延長というやうなことになる危険がないとは言へませんので、少くともこの法律が成立して今後の五カ年間にこの恵まれない、しかも供出食糧の六〇％を担当しているという時節柄、ほんとうに大切な地域における食糧増産を中心として問題が遺憾なく進んで行くように、格別の努力を希望するのであります。それが関連してお伺いしたいことは、この法律の内容であります。これについては、その趣旨を達成いたしますためには、なお多少具體

的に改正すべき必要のある点が存在をしておると思つております。なお、現在行政措置として行われておる他の施策等との関連においても、多少整備すべき必要の部分があるように思いますが、そのやうな部分について政府当局として御研究になっておることがありますれば、その御研究の事情をお伺いしたいし、また提案者といひまして、そのやうな問題について御研究がございましていたしますれば、その御研究の實體をこの際承わつておきたいと思ひます。もちろんそのやうな問題を含めた抜本的な措置をいたしますのには、相当の期日を要するのでありますので、今回期限の延長をした上で改めてそのやうな問題は検討するといふやうな御意向があるのかどうか、そのやうな点もあらためてお伺いをいたします。

○衆議院議員(松浦東介君) ただいまの御質問でございますが、私は先ほど申し上げましたように、この法律は昭和二十五年から二十六年にかけて作られた議員立法でございます。その当時は御承知のようにわが國は連合軍の占領下に置かれた情勢にござりましたので、法律を作るには非常にむづかしい時期にございまして、御承知のやうに一条を改正するにも、一条を修正するにも一々許可を得なければならぬといふやうな、きわめて制約を受けた時代でありましたことは御承知の通りでございます。そこでこの法律は、私はその当時から完全無欠とは考へておりませんでございまして。しかもその後約四カ年間にこの法律を施行して参りまして、一部改正をいたしたやうなこともあつたわけにございまして、私

は内容的にも五カ年延長いたしました。昨には、これは十分考慮すべき問題があるやうではないか、かやうに考へておるのであります。私個人といたしましては、全くその内容の一部を改正する点については御同感であるわけにございまして。そこで今回はこの延長を通過するやうにお願いできまするならば、この法律に規定せられておりますところの審議會等を中心といたしまして、また皆様方の御意見をよく参酌いたしまして、そして完璧な内容の法律に改善をはかりたい、かやうな考えを持つておるやうな次第でございまして。○清澤俊英君 松浦さん、まあ大臣級の答弁をしておられるが、實際には法律が不備であるかどうかは別として、予算を、一体五カ年でやるといふやつを年度内でやるかやうな、これが問題があると思ふ。だから五カ年延長しても、どうせ法律なんといふのは完全なんといふのはできませんから、目的が達せられるやうに政府が努力する気があれば問題は案に解決するんだ、私はそのやうなものです。だから法律なんといふものは少しくらいどうでもいいが、あとの五カ年で残り分全部やるだけの民主党政は腹があるかないか、こやういふのだらうと思ふ。

○政府委員(吉川久衛君) 森委員の御質問もございまして、本法の内容等について検討をしたことがあるかどうかといふやうな御質問にも関連を持っておりますので、清澤委員の御質問とあわせてお答えを申し上げます。私どもが本法の内容について大きく手を加えることを別に考へたことはございせん。問題は予算的な裏付けをどうするかといふことで今日までいろいろと苦慮いたしました。思ふにまかせなかつたのでございまして、この点は一つ清澤委員からも、御指摘の通り、私どもはこの法律の立法の精神にのっとりまして、できるだけ予算的な措置を今後講ずべきである、熱意をもつてやらなければならぬといふ私どもの決意のほどを申し上げて御了解をお願いしたいと思います。

○清澤俊英君 これはまあ新潟県を大體中心にいたしてやりました法律ですが、この裏には非常な政治性を持つておるのです。といふことは、明治維新以来の中央政府といふものは、いわゆる藩閥官僚の政府であつて、薩長を中心にした政府、従つて東北方面は反旗を翻した藩が多いのであります。従つてまあ取扱いは薩長等を中心にした南の方の政治に非常に厚く行われて、従つて東北方面が閑却せられたといふことが、たまたま昭和九年の冷害に当面して、あるいは小作争議等を通じての調査の結果そのやうな線がはつきりわかりましたので、従つて東北方面は常に今まで差別待遇が行われてゐる、これが中心なんです。しかも供米といふ時期に遭遇して、最大の供米地区としての東北方面の二毛作と一毛作田における価格の問題を中心にした一つの反発が、こやういふ問題として東北方面に特別力を入れる、こやういふ意思表示なんでありまして、従つてこれをあまり長く投げて置かれるとこんでもない話だと思ふのです。根柢はそこにあるのです。東北が最も日本の長い伝統における藩閥官僚といわれた政治に対するやはり反抗なんです。こやういふ意味合

いを持ちますので、従つてやはりそのやうな点を重視せられて予算的処置はもう間違ひなし、五カ年でやつてもらうようにして努力していただきたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) ちよつともう一べんお尋ねしますけれども、これは提案者と両方にお尋ねするわけですが、れども、この施行に要する経費で、あとで正誤が行われているわけですが、最初の誤つた方で行きますといふと、施行に要する経費は約百億の見込みである、こゝろはつきり書いてあつたわけですが、正の方ではその点が非常に詳しく書いてあります。この詳しく書いてあるだけに非常にばんやりしまして、「積雪寒冷地帯農業振興計画の内容によつて定まる」と、そのやうなことで、一体今清澤委員の方から言われまして、残事業が何年でできるものやら、その内容によつてきまるといふことで非常にばんやりしているわけですが、ただその次に「昭和三十一年度において、要土地改良事業の一割程度の事業を実施し、かつこれと均衡のとれたその他の農業改善施設事業を実施するものとすれば、その所要額は、約百億円である」といふやうに「するもの」とすれば」といふ非常に仮定の上に立つてゐるのですが、これは提案者の方では大體この事業には年間百億といふのは、これは國の経費ですか何ですか、その点もはつきりしたことを聞きたいのですが、年間どれだけの國の経費を使うといふお氣持なのか。それからまた政府の方ではこの施行に要する経費の文章をどういふやうに受取つておられるのか、善処するといふことははつきりわかりましたけれども、どうもこ

この書き方が非常にぼんやりしておりまして、場合によれば清澤委員が今心配されましたような、きめたところで内容によつてきまるので、実施するにすればというふうなことは、これまたどういふようなことになるか、将来また重ねてあるいはもう一ぺん延長しなければならぬという問題も起きるわけですから、提案者の方の意図と、政府はこれをどう受取つておられるのか、先ほど政務次官の言われた、善処するというのはどういふ基礎の上に立つて善処されるのか、その点をもう一ぺんはつきりして頂きたい。

○衆議院議員(松浦東介君) 私の気持ちを率直に申し上げますならば、これはこの立法の精神につきましては清澤さんがお述べになったようなことでございまして、なるべく限定法でございすから、限られた期間内にこの大きな目的を達したい、こういう私は念願に燃えておるような次第でございす。本来は五カ年間でやりたかつたのでございすが、それが財政上その他の理由、さまざまの制約を受けましてできなかったことはまことに遺憾でございまして、私は今度延長するようなことになるならば、五カ年先のことはもちろんはつきりしたことは申し上げかねるのでございすけれども、その期間内に一部法律の改正をいたしますとか、何とかそういう点も考慮をいたしまして、そうして審議会というものを中心にわれわれが国費年間約百億というのを目標として、あくまでその内部においてこの目的を達成するために最善の努力をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。先ほどの森さんやある

いは清澤さんのお考え方には私はまったく同感なのでございす。さういふ立法精神から考えまして、なるべくこの五カ年間に目的の大半を終了したい、こう私は考えておる次第でございす。

○政府委員(吉川久衛君) 政府といたしましては本法の第五条にも明定してあります通り、農業振興計画を参酌いたしまして、審議会の議決を経て国の農業振興計画を定めるといふことになつておられます。その計画が定まりまして、農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬとなつておられますので、この点は審議会等の御意見によりまして、ただいまお話の期待の線を実現できるように、これは政府で熱意を持てばできるのではないかとと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○重政廣徳君 提案者と政府と両方にお尋ねしたいのですが、この積寒法は御承知のように東北のような地帯は別に、しかし東北でも山間部にきわめてさういふ、これに該当する地帯が多い、特に東北の、その他は地方の積寒地帯のものはほとんど山間部に属してゐる。この法律によると、面積は実際小面積までできることになつてゐる。しかるに今まで農林省と大蔵省の取引で二十町歩以上でなければ施行しないといふことにやつておるのです。さういふことはどういふことかと思ひます。この法の精神を私は没却しておるのじゃないかと思ひます。この点は今度の法律の改正においてももちろんさういふことは触れておらないのだが、これは提案者も政府もどうお考えになつておるか。

○衆議院議員(松浦東介君) まことに御意見御もつともございまして、私も実は最初には立法をいたしますとさからあなたと同様の考えをもつて進んで参つたのでありますが、なかなかその解決が容易でなかつたことも御承知の通りでございす。しかしながらだんだん皆様方の御意見なり、この積寒地帯の審議会等の意見が反映いたしまして、御承知のようにことしからは小田の土地改良等も正規にこれは認め、予算にも計上するといふような段階になつたわけでございますので、御主張はまだ十分と申し上げるほどの予算はないようございすけれども、一応筋を通したのである、かように考えておられます。

○重政廣徳君 政府は……。

○政府委員(吉川久衛君) 私もこの本法制定当時は二十町歩未満のものもこれであるべきであるといふ考え方を持っていたのでありますが、御案内の通り事情許されず、本年度の予算にたたい提案者からもお話がありましたように、きわめてわずかでございす。が、橋頭堡的なものが盛られましたので、これから毎年これを拡大強化して御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひておられます。

○重政廣徳君 今年度からできた諸設備を拡大強化するとおっしゃつたが、これは当然で、これが非常に農業政策として最も適切だといふのでさういふ措置ができた。ところが私はこの積寒法の適用においてさういふ精神で将来おやりになる考えがあるか、従来のこの法の精神の通りに実はやつておらないので、農林省、大蔵省の間でさういふときめをしておる。将来この改正

後においては、ことし初めてできた諸設備事業の趣旨をくんで、さういふような取扱いをおやりになるかどうかといふことを一つお答え願ひたい。

○政府委員(吉川久衛君) 重政さんのおっしゃる通り私も実は在野時代この小田の土地改良の問題の必要を感じまして、執拗に大蔵省に質したのでございすが、なかなかこの問題が解決されなかつたのでございす。もちろん積寒法の精神もさういふものを期待していたと私は確信をいたしてゐたのでありますが、先ほど申し上げる通りついに具現を見なかつたのでございす。これはぜひ一つ実現できるように私も努力いたしますが、どうも同じ政府の中ではございすが、大蔵省の考え方とわれわれの考え方の中に相当の怪疑等もございしたので、どうか委員各位の御協力を得まして、ぜひこの法の精神を活かすといふことは、同時にその御期待に沿うような結果になると思ひますので、私も努力をいたしますが、御協力をお願いいたします。

○重政廣徳君 これはまあ五カ年前のこの法が制定せられたときの事態は、今御説明にあつた通りにさういふ二十町歩といふところで暗々裏に了承したのではないかと思ひますが、その後政府は自発的にさういふ小田地、農業政策として小田地に及ぼす事業をやらねばならぬといふ予算はできておるのですが、これは大蔵省といへどもこの積寒法の精神を改正後においてやはり小田地に及ぼすといふことは私は異議がないように思ひます。どこからついても、理論からいつても私は異議がない、どうか一つそのつもりで、われわ

れのできるだけのことはしたいと思ひますから、そのつもりで農林省も一つ大蔵省と御折衝になつていただきたいと思います。

○飯島達次郎君 今度五カ年間に約五百億の金が必要といふお話ですが、どういふところから五百億出るのですか。

○説明員(庵原文二君) 先ほど御説明申し上げましたように農業振興計画は、この法律の延長後において審議会の議決を経て決定されるわけでございますので、ただいまの段階といたしましては事務当局でおよその予想という数字を立てましたものは、大抵年間百億程度、五カ年間に五百億程度といふところでございます。これは残事業量、積寒地帯における土地改良事業等の残事業量を今後五カ年間にやるとすればさういふ計算もできるといふことでございます。

○森八三君 よく関係法規を調べればわかると思ひますが、市町村の合併統合等に関連しまして、従来指定地域が他の町村と合併したといふ場合には、当然新しい市町村を指定地域にする告示を変更されるという手続がとられると承知しますが、さういふ場合に本法の第三条に基づいて市町村長は農業振興計画を立ててそれを市町村議会に付議して議決せねばならぬ。その議決が、従来合併前の町村では議決を経て提出をせられておつた。それが新しい別個の市町村になった場合に、議決はもう一ぺんやらなければならぬのか、前の議決がそのまま生きていくのかどうか、その点はどうでございすか。

○説明員(庵原文二君) 合併に伴いまして積寒地域として指定せられましたた行政区域が変更がございました場合、この取り扱いにつきましては、従来積寒地帯として指定せられておった市町村は、原則として合併のいかににかかわらずそのまま継続して有効であるという取り扱いにいたしております。これは新議会の決定を経ましてそういう取扱いになると思います。農業振興計画は、かりにまあ五カ村が合併します、そのうちの一カ村だけが積寒地帯に該当しているという場合に、前の農業振興計画をもつてその市町村の振興計画ということに認めるという取扱いにいたしております。

○森八三二君　今のお話の三条の第二項によつて議会の議決を経なければならぬ、その地域の指定が変更されて行くことについては、はっきり明文がありませんので了承いたしますが、今お話の合併前の町村議会の行いました議決というものが、合併後の、今課長のお話のごとく五カ町村合併して、そのうちの一つだけが従来の指定地域であつた、それは一町村が指定地域になりますので、指定地域の問題はありませう。議決というその行為は町村の負担があるわけでありますので、前の議決がそのまま有効と認めるということはどういう規定に根拠を求めてそういうことになるのか。そうしなければならぬという必然性は理解いたしますが、法律上の行為としてそれは有効であるのか無効であるのか、それは有効でなければならぬと思うが、それはどういふところに根拠を求めてそういう結果になるのか伺いたい。

○説明員(庵原文二君) この市町村の農業振興計画としては新しい合併後の市町村の議会の議決を経ることは当然であります。ただ暫定的な取扱いといまして、以前の市町村農業振興計画というものをとりあえず用いて、もし合併が完了いたしました、その自治体としての新しい市町村が、地方議会が構成されますれば、新しいその地域の農業振興計画を新しい農業振興計画として議決する必要があると思います。

○森八三三君 そうしますと、今課長

が引例せられました五つの町村が合併をして新しい市町村が誕生した、その場合に、従来指定地域であった地域が、そのうち一市町村だけ入っておったという場合には、新市町村の議会の議決法に基いて、適法な措置ではないが、そういう手続を踏むまでは従来のものを認めて措置をせられていいと私は理解いたしました。そこでその新市町村が、市町村財政がきわめて困難な状態に置かれているという現実でありますので、地域が新しい市町村の大部分を占めるという場合におきましては、これは新市町村も議決することにならうとは思いません。

が、新しい市町村のごく一小部分だけが指定地域であるというような場合には、市町村負担等との関係において、そういう議決がきわめてなだらかに進んで行くかどうかという杞憂を持つものであります。そういう事態に対処して、農林省としてはどういうような心構えで御指導なされるのか、その点を念のために伺っておきたいと思ひます。

○説明員(庵原文二君) 御心配になりますような事態が出て参ることも考えられますが、ただいまのところで私どもはそういう事例を承知いたしておりません。ただ御心配のような事態は好ましくないと考えますし、極力そういうことがないようにいたしたいと思っておりますが、これは市町村の合併という非常に大きな変換でございますので、将来におきまして、そういう地域の扱いというものについてなお十分検討いたしまして、確定的な取扱いを定める必要があるのではなからうかと思っております。ただいま研究中でございます。

● 薪ハ三一君　かたい木料の質問いた
しましたよな事態は現実の問題とし
てはまだ発生をしておらぬと思いま

す。またそうあつてはならぬと思いますが、市町村の合併等につきましては、その合併の条件として比較的恵まれない寒冷単作地帯に属するような地域を含めて新しい市町村を作ろうという場合に、学校の施設であるとか、通信、交通の整備であるとかいうようなことが非常に大きくクローズ・アップせられて、その魅力によつて合併しているというような事実も相当あると思

います。といたしますと、町村財政には限度があるわけでありますので、そういうような町村合併の一種の公約となつたような事項が優先的に推進されるというよりよいことになりますと、本法による農業開発のことは町村財政の圧迫から自然あと回しになってくるという危険が多分にあり、そのためにせつかく法律の期限を延ばいたしましたも、今後五六年間には少くとも五年前に本法が成立しましたとき、われわれが希望いたしましたことを今回は聞

進もうといたしましても、その最終の責任主体である市町村が、そういうようなことから事業の進行に支障をもちきたすという危険が私は起きる場合

もないとは言えないと思います。そういう場合にはこの仕事が国家的にいかん意義があるかということをお話をしていただきまして、そういうような市町村の啓蒙に遺憾なきを期していただ

きまして、この法律の趣旨が市町村の合併等に災いせられてゆがめられて行きませぬように、行政当局の指導・督促を十分やっていただきたいということを希望いたします。

○委員長（江田三郎君）速記を止め

〔速記中止〕

○委員長（江田三郎君）速記を始めて下さい。本法律案につきましては衆議院を通過してきました際、残余の質疑を終り、直ちに討論採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（江田三郎君） さよう取り扱

いまして、本日はこの程度にします。
ちよつと速記をやめて下さい。

「速記中止」

○委員長（江田三郎君）速記を始めて下さい。連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

本院規則第三十六條に基き、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に關する法律案について商工委員會と連合審査會を開會することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長（江田三郎君） 御異議ないと
認めます。

なお、この開会の日程等は、今後の審議の状況とにらみ合せまして、委員長に、もし御異議がないといたしますれば、御一任願えればいいと思います
が。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めて、連合審査会を開くことだけは決定いたしておきます。
ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（江田三郎君）速記を始め

休憩いたします。午後は一時から農林大臣の出席を得まして、米麦価等の問題についての審議をいたしたいと思ひます。しばらく休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後一時三十四分開会
○委員長(江田三郎君) それではただいまから委員会を再開いたします。
午前中に予定として申しておきました。
午後は農林大臣の出席を尋ね、昭和

三十年産米の価格等を議題にいたすこ

がありまして、午後一時に出席すると
いうことになっておったのが、今米価

て、

中で、三時までには必ず出席をするから、それまで待つてくれという連絡が来たので、予定を変更して三

時ごろから大臣の出席を得ての問題に移りたいと思います。

で、その前に、先ほど休憩中に御相談を願いました、昭和三十年産米価格

等に関する決議の草案ができました、お手元に配っておりますので、これを議題にいたしたいと思ひます。それで

はお手元に配ってございますが、読み上げてみます。

昭和三十年産米価格等に関する決議

政府は、昭和三十年産米の生産者及び消費者価格を、米価審議会の答申並びに付帯決議にしたがい速かに決定し、併せて之が免稅措置を講ずべきである。

昭和三十年七月七日
参議院農林水産委員会

この決議案につきまして御意見があれば……この決議案を決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) それでは満場一致で委員会の総意としてこの決議を決定いたします。この扱いにつきましては、先ほど申しましたように、三時から農林大臣が見えますので、その際この決議に対する政府の意向をたしたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) 次に、日本海外移住振興株式会社法案の件を議題にいたします。

本法律案は去る六月二十二日、内閣から予備審査のため提出、同日外務委員会に予備付託になったものであります。

わが国の農業と海外移民とは密接不離の關係にあり、わが国農業のためにも、また海外移民のためにもきわめて重要な關係を持っておりますのであります。従つて当委員会におきましては本法案につきましても重大な関心を持たざるを得ないわけでございます。つきましては本日外務及び農林事務当局から

説明を聞き、本法律案の取扱ひ方について御協議を願ひたいと存じますが、外務事務当局の方はまだ見えておりませんので、農林当局の方から先に、本年度の海外移民の計画及びそれとの関連においてのこの法案に対する見解を聞きたいと思ひます。

なお、海外移民問題につきましては、昨年の本委員会でも、外務省と農林省との両当局の間が円滑を欠いて、これがために移民の諸君が現地において事業的に非常に苦しい立場になつておるといふようなことが問題になつていきさつもございまして、そういうような外務及び農林当局との仕事の調整がその後どういふ工合にでき上つたかという点につきましても、農林当局の方から説明を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(和栗博君) 昨年南米の移民の仕事の事務のやり方につきまして、南米移民が九割五分以上農業移民でございまして、外務省と農林省との間におきまして両省の分担分野、事務の分担分野をどういふふうにしてやつていくかという点につきまして、二十九年の七月に一応閣議決定を見ましておるわけでございますが、その閣議決定の解釈をめぐりまして、その後やはり農林、外務の間で絶えず仕事のやり方がござつたいたしまして、なかなかスムーズに参らなかつたわけでございます。そこで本年に入りまして、外務省に移住局を設置するといふ話が出ましたときに、あらためて、昨年の閣議決定の解釈がはつきりしていなかつたために事務がスムーズに進まなかつたという点から、もう一度この問題を取り上げまして、外務、農林両省間の

仕事の分担分野を一応はつきりさせて参つたわけでございます。なお、その席には、労働省も参加いたしまして、将来起るであろう純然たる雇用移民の問題も加味いたしまして、そういうような仕事の分担分野の話し合ひをいたしたわけでございます。その場合に大体内内におきます農業移民の募集、選考及び実務講習、それは当初から出発港の移住あつせん所に入るまでの仕事は、農業移民に關してはこれは農林省が担当をしてやる。出発港以後は一応外務省がやるというふうな話し合ひに、大ざっぱに申し上げますと、そういうことに相なつたわけでございます。

従ひまして外務省にできます移住局も大体そういう移民外交を重点としたしまして、海外の仕事に主として当る。なお、国内の事務につきましては、いわゆる外務省が移民の主務官庁的な立場におきまして、連絡、調整をはかるというふうなことで、一応その線はきまつたわけでございます。第二点の海外移住振興株式会社法案がこの国会に提出になっております。外務省の方から出ておるわけでございますが、この法案を国会に出します場合も、外務省と大蔵省と農林省と三者集まりまして、外務省の原案に對しまして、いろいろ修正の希望意見なんかを申し述べまして、とにかく一応現在提案になつておる案をまとめた上で、国会の御審議をお願いするといふ形になつておるわけでございます。農林省の方の、この移住振興株式会社法案の中に、おきまして、農林省が非常にあつた心を持ち、希望をいたしておる点を二つばかり申し上げまして御審議の参考になしたいというふうに考へるわけでございます。

でございますが、第一の点は、この会社の法案が先ほど申し上げましたように、外務省の原案のほかに農林省の意見なり、大蔵省の意見が加味されて一応できておるわけでございます。

第一条に会社の目的がございまして、第八条には具体的にその業務内容がはつきり書いてあるわけでございますが、その会社の行ふ事業内容が非常に広範になつておるわけでございます。一つは渡航費の貸付という点と、これは第八条の方に号を分けて書いてございまして、移住者に対して渡航費を貸し付けるといふ点、それから第二号といたしまして、向うに移住いたしまして、農業、漁業、工業なんかを行います移住者なり、移住者の団体に對して、その事業に必要な資金を貸し付けるといふこと、それから第三は、今度は外国において農業や漁業や工業その他の事業を行う者であつて、その事業を行うことによつて日本から移民を招致できるといふような、そういうような事業に對して金融なり投資をするといふことでございます。いわゆる移民を將來呼ぶであろう企業に投資をする、いわゆる移民を招致する基礎に對して投資をするといふことが第三号にございまして、第四号に参りますと、この会社自体が必要な場合には自分で農業や漁業や工業の事業を、自分で行うことができる。五号へ参りますと、以上の各号に掲げたほか、これらに關連する必要な事業を行う、といふふうになつておるわけで、簡単に申しますと、前半は移民に對する金融をやるのだという面と、それから後半は企業に對する、將來移民を招致するであろう企業に對する金融といふことが書

いてあるわけでございます。この場合に私どももいたしまして非常に心配をいたしております点は、この会社の事業の重点が、送り出す移民に對する金融に重点が置かれておるのか、將來移民を招致するであろう企業に對する投資に重点が置かれておるかという点に非常に関心を持たざるを得ないような状況でございます。農林省側の方の希望といたしましては、すでに二十七年以来農業移民を今日まで送出をいたして参つております。約九百戸足らず、人数にいたしまして五千人をオーバーする農業移民を送り出してきておるわけでございます。今まで送り出した移民の大体百パーセントは農民移民といふような格好になつておるわけでございますが、將來といたしましては、やはり農業移民が大宗になつていくだろうといふふうには考へられますし、それから今後は漁業も相當に進出をしなければならぬし、できるであろうといふような情勢になつておるわけで、そういう点から考へて参りますと、今まで政府といたしまして送り出した農業移民を、まず最初にこれが現地ににおきまして育つようにすることが、そういうふうな目的のために第一にこの会社の金が使われるべきではないか。第二には今後送り出されるであろう農業なり、漁業の移民に對する金融、そういう人たちが向うへ行つてうまく育つていくために必要なところにこの資金が使われるべきではなからうかといふふうに考へるのでございます。もちろん將來の理想といたしましては、今後日本人を招致するよう企業に投資することをもけつてございまして、

も、何と申しまして、この千五百万ドルの借款の問題といたしまして、これは五カ年間に分けて借りるわけでございます、年間は大体三銀行からそれぞれ百万ドルずつ、いわゆる三百万ドル程度の資金でございますので、そう大きな資金ではございません、いわゆるまあ年にいたしますと十億程度の資金でございますが、その資金が、非常に会社の持つておる資金が少いという観点から、その資金がどこに主として使われていくかということに非常な関心を持たざるを得ないのでございまして、先ほど申し上げましたように、農林省といたしましては、今まで送り出した農業移民、また今後送り出すであろう農業移民、漁業の移民のためにそれが使われるようになることを非常に希望いたしておるわけでございます。しかしながらそれはこの法案自体の問題と申しますよりは、今後会社がどういふ事業計画を立て、運営されるかという点になるわけでございます。その点が第一点でございます。第二点といたしましては、この法案は外務大臣の監督をするところとなつておるわけでございますが、外務大臣がこの会社に関するいろいろの事項につきまして認可をする場合に、特定事業につきましては、大蔵大臣に協議しなければならぬというふうになつておるわけでございます。従いまして農林大臣はこの法文には全然現われていないわけでございます、法文上から考えてみました場合には、外務大臣と大蔵大臣との相談でこの会社の指導監督が行われるというふうな格好になつておるわけでございます。なお、これに対して農林省といたしまし

ては、やはり移民の実態が農業移民が大部分であり、今後漁業の仕事も相当に進出するのであるというふうな考へられますので、こういう面につきましては、この会社の事業計画等につきまして、この法文にはございませぬけれども、農林省としては非常な関心を持つておるというふうなことでございまして、大体アウトラインはそういうふうなことになるかと存じます。

○委員(江田三郎君) なお外務当局の方は先ほどから催促をしておりますが、事務当局の方は見えておりますが、どうしてもここへ出席する前に外務事務次官と打ち合せておかないとならぬというので、そのためにちよつと時間がおくれておりますが、もう間もなく見えると思ひます。そこで農林当局だけの説明でございますが、御質問がございましたらどうぞ。

○戸叶武君 この問題が起きました当初において、外務省と農林省の間に若干見解の相違が、繩張り争いというわけではございませんが、それに類似したようなトラブルがあつて、その調整がなされておるという事になり、聞くとこのように、まだ完全な調整がなされておらないという面も残つておるようですが、その外務省と農林省の方でもつて見解の相違があつて、その調整した点は具体的にどういふところに現れておるか、それを示していただきたい。

○説明員(和栗博君) この外務、大蔵、農林の三省で話し合ひをいたしまして調整をいたしました点といたしましては、ただいま申し上げました第一、移住者の行方、農業、漁業、工業、その他の事業に必要な資金の貸し付けを行うと

いう、いわゆる移住者なり、移住者の団体に対して融資をするという点を外務省の原案につけ加えていただいた点でございます。

それから第二点といたしましては、ただいま申し上げましたいわゆる監督の問題につきまして、農林省としては、外務大臣が事項によつては大蔵大臣に協議することになっておりますが、やはり農業なり漁業の実態というふうな面から考えまして、この仕事が行うために、農林大臣にも事業計画は協議してもらいたいという話は出したわけでございます。それは一応この法文には現れておらない次第でございます。以上のような次第でございます。

○戸叶武君 その大蔵大臣に相談するというのはどこに出ているのですか。

○説明員(和栗博君) 法文の第二十一条が監督規定になっておまして、大蔵大臣への協議は第二十三条になっております。

○飯島達次郎君 この法案を通過して見て、農林大臣というものが全然顔を出していないという事は、どうも会社が行う仕事の性質からいってわれわれの了解できない点があるのですが、もし懇談の方が都合がいならさういふ経過について少し具体的な経過を聞きたいと思ひます。これはやはり理由のあることだと思ひます。

○説明員(和栗博君) 外務省の方のお話では、事実上において農林省に協議をするから、法律上は一応こつこついうふうな格好にしておいてほしい、こつこつ御希望であります。

○清澤俊英君 それで、まああらかじめ相談するからといつても果して実際できるでしょうかね。

○説明員(和栗博君) 今までの過去二、三年やつております経験から申しますと、やはりこつこつすることはつきりしてないと、相談があつたりなかつたりというのが大体実情に相なつております。

責任が持てるか持てないかどうか。むしろ農林省が全然関係しないというのなら別だけれども、なまはんかの相談したとかしないとかというのでやつて、こつこつことが持てるか持てないか、こつこつ点に私はなつておる。そういう点に対しては大体どう考へておるか、お考えを伺いたい。

○説明員(和栗博君) 農業移民を送出する事務を分担する農林省の立場といたしましては、やはり現地の問題につきましても当然重大な関心を払わざるを得ないわけでありまして、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、外務省では農林省にもまあ事実上の協議をするから一応法文はこのまゝにしてほしいというお話になつておるわけでありまして。

○清澤俊英君 実際問題として、農業移民といふものをあなた方が本腰で進めていくとするならば、あちらにちゃんと駐在官を置いて、あちらで農林省がある程度までの確信なり、企画をしたところに入れていかなければ問題はならないと思ひます。非常に遠い所で、さうして不便な場所です、しかも国情懸然たるあつた場所ですから、それくらい親切がなかつたら、移民といふものは満足にいく道理はないと思ひます。結局行つた先で何か知らぬが、ばくちで勝つたか何で勝つたかわからぬが、勝組とか負組の騒動のある場所ですから、さういふ国情であつてみれば、この会社と併用して農林省の出先機関くらいがあつて、農林省との話し合ひがつかなくなつたならば、こんなものは農林省自身が政府内部でたかつてやめさせるべきだと思ひます。それくらい考へないのですか。

○説明員(和栗博君) ただいま移住地の状況につきましては、毎年農林省と外務省で共同をいたしまして現地の実地調査を行なっております。主として農林省の方はいわゆる入る場所が、日本人が入って果してその場所であるかどうかが科学的な立場、農業技術的な立場から毎年検討をいたしまして、ここからは大体やれる見通しがある、あるいはこういう条件を相手国の方で満たしてくれた場合にはやれるとか、あるいはここはとも全然悪い条件のところだから、これへはもう日本農民を送り込むことはやめようというふうな現地の調査は毎年やっております。しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、送り出した移民のあるいは事実上の営農の指導であるとか、あるいはその他のめんどうをみるというふうな面は、今度こういうふうな会社ができます場合には、またそういうふうなところにも農民のいわゆる専門家を採用していただきまして、その人たちが要所に行つて、実際に適したような業務の運営をするとかいうようなことが適当ではないか、あるいは、事によればなお外務省の方の御了解によりまして、農林省のそういう専門的な技術者を外務省の職員として、所によつては在外公館に配置するというようなこともやっていたらどうか、移民事業はうまく伸びていくのではないかと、私どもはそういう面における希望は持っているわけでございます。

○戸叶武君 どうも農林省の方の話を聞いてみると、非常に弱腰であります

が、農林省自身が弱腰であるのは勝手ですけれども、何か外務省に完全にリードせられて農林省の立場というものが非常に薄らいだような形で、当初の共管の形で行くべきであるという要望というものは単なる綱張り争いではなかったかと思つております。やはり移民の実態が、農業移民が中心になつてい

る。それだけども外務省の方が外でいろいろの事柄をなさるのだから、外務省という形では非常に制約を受けてきた。これは仕事の性質上そういう性格もあると思つておりますが、日本の今後の移民の問題、日本の農業問題、こ

ういふものが今までのような行き方ではなくて、かなり国際的な視野と国際的な観点に立つていかなければ、立ち行かなくなつたときに、現地に於けるところのやはり農業関係の指導というふうなもの、それからたとえばこの地質の問題、適地の問題、今言つたような農業技術の問題、そういうような問題に対しては農林省の方がいろいろな専門家を持つておられるのだから、もつと積極的にやはり外務省の方でそういう人

たちを活用してもらうようにしなければならぬというのが第一点、それともう一つは二十三条の中に、外務省の方では大蔵大臣に協議するということ

を法文上だけ行つたつておいて、事実上は農林省と相談するからということ

で農林省をなだめておるようでありま

すが、事実上において農林省に相談するのにもかかわらず、形式上農林省といふものをここにうたうことができないという論理はどういうところから出てきておられるのか、この点をもつと明快

にしてもらいたいと思つて。この二点を私はお聞きしたい。

○委員長(江田三郎君) 速記をとめて

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて

○説明員(和栗博君) 農林省の立場をいたしましては、技術的な面におきまして現地の事務につきましてはどうしても協力していかなければ農業とか漁業とかという面においてはうまくいかないのでないかというふうに私も私どもは考えております。そういうふうに、先ほど申し上げましたように、場合に

よつては在外公館なり、あるいは本会社においてそういうふうな考慮が払われることを希望いたしておる次第であります。協議の問題は、これはやはり

そういう事業の実態から考えていきま

す場合には、農林省としては協議を受けて、事業の計画なり会社の運営な

んかにつきまして農林関係の意見が十分に反映できるようにすることを希望をいたしておる次第であります。

○委員長(江田三郎君) ちよつと戸叶君に申し上げますが、外務政務次官も

お見えになつておりますから……

○戸叶武君 外務政務次官が当然この外務省側の提案理由と内容の説明をされると思つておりますが、その場合に、今

まで外務省と農林省の間に少しく見解の対立した面もあるもので、その調整を具

体的にこの法案の中にどういふふう

に織り込んできたか、その調整のできた点、それからまだ問題が残つておる点、それにも触れておつて問題点を明

らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(岡田直君) ただいま御審議を願つております日本海外移住振興株式会社法案は会期末期になりまして提案いたしましたので、まことに政府として不行き届きでございます反省をいたしております。この問題は前内閣

当時からアメリカ三銀行からの千五百万ドルの借款という話が出て参りました。それに伴ひ、戦後の移民というものが今までの特許並びに移民というものが今までのような移民であつてはならぬとい

う、移民外交の転換期という時期に來まして、今般の国会で外務省といたしましては外務省設置法の一部改正法律案を提出をいたしましたので、今まで

外務省自体といたしまして、どちらかといつて、移民というものが外交本

来の重点からやはずれた感じであつて、海外に行かれた方々からよく御注意を受けました通りに、在外公館等にお

いても、移民などについて外務省の手配、援助が足りないという点を御指摘を受けるのであります。今般移住局を

設置いたしまして、そうして本省に

は強力なる企画その他の体制を整え、

それに応じてこの株式会社法案を提案御相談をしておるわけでございます。

この法案がなおくれしました理由は、率直に申し上げます、関係各省、す

なわち外務省と大蔵省、及び外務省、農林省、通産省、労働省との間等にそ

れぞれまじめな移民というものの対する見解の相違から主張の食い違いがあつたことは率直に御報告を申し上げます。大蔵省との見解の相違は、主として資金面に関する問題でございます。本法

律案の第九条にこの点が現れております。大蔵省と外務省の言いは、この会社を作るに際しまして、

するが、移民の今後の法案では、今までのように農業移民ばかりでなく、イタリヤ、各国がやっておりますように、一つの企業移民と申しまするが、工業やあるいはその他の企業をやる移民技術者、こういうものを入れたいは考へておきますもの、何と申しましてはやはり当分の間、しかもこの会社の計画ができましたにしまして、従つて農業移民である、これは主として農業技術に關することが多いから、移民された方々のことをほうつておくわけにはいかぬ。われわれは何としても技術的な見地から、こういう方々のお世話をするのは農林省の責任であるから、従つてわれわれも外務省と同等の、企業の計画なり、その他の面について発言権を持たなければならぬ、こういうことから主張されるし、われわれはそれに対して、移民外交といふものは全責任は外務省が負うべきであつて、その責任を負うまでの段階においていろいろな協力は求めなければならぬ。これが主として農林省と外務省の主張の食い違いでございます。相違ない意味における論争がございまして、逐次内閣の方で調整をされて、三省の間におの言ひ分もございまして、政府として法律案を提出するに當つては、この程度で調整をしてやつて行かうといふことでございまして、農林省がございまして、従いまして、農業移民がもうろん今後とも重点でございます。ただ、今日、日本の移民をやります際に一番ガンになっておりますのは何であるか。日本移民の障害点はいらうございまして、各国を通じて日本移民の

障害になるべきものは、ブラジルに例をとりますと、ブラジルの基本的な人種型統一の見地から、日本移民、黄色人種といふものに對する一つの感情的なものがございまして。次には、言語、風俗、習慣が異なつておつて同化性が乏しい。すなわち国内隨所に集團地を日本人が形成する。戦前は日本人の軍國主義といふものに對して相當きびしい批判を加へ、これが排日の原因となつて参つたのでありますが、今日では勝ち組と負け組の争ひになつて、隨所に亂闘事件さえありまして、これを要約するに、定着した移民及びブラジルに国籍を有する子弟に對して日本の政府が何か計画的なものを持つておつて、集團的な、組織的な浸透をはかるのではなからうか。もつと言葉をかえて申しますと、日本の帝國主義的な侵略の足場にするのではなからうかといふのが、各移民を受け入れる相手国から出ている懸念であり、これが一番大きな障害になつておるわけでございます。従いまして、そももこの会社は、移民された方々のお世話を國家が責任をもつて見るといふ点にあるならば、國家資金を出しておる点もございまして、公社といふものが最も適當であるといふ理論的根拠ではございまして、そういう意味において、先例等もたくさんございまして、政府の出先機關のような印象を与へ、政府が相手国に行つていろいろな指導をしたる、計画を立てたりすることは相手国を非常に刺激いたします。従つて会社の形態をとり、なるべく政府と縁の遠いような格好で法律案を提示をし、お願いするようになつて至つたのであります。従いまして、まず農林省

と外務省と御相談をしてやるのは當然でございまして、責任上、農林省の方ではわれわれにも同じいろいろな法律内における発言権を与へよといふ御主張をなさるし、外務省としては、移民外交に關する終末の責任は自分たちにあるからといふ主張を續けて来たのであります。ところが結論としまして、大蔵省と外務省との關係は、直接資金を出すので、法律的に規制をしなければこれはとうていその効果がございせん。従つてこの法律の各個所に、大蔵大臣の認可並びに協議事項といふものが記載されております。農林省と外務省との言ひ分の調整は次のようにされております。それは今後とも關係を各省、特に移民外交といふものが過去のごとく簡單なる外交ではなくて、あるいは労働移民、農業移民、各種の關係が出て参りますので、各省とのいろいろな關係が出て参ります。その關係が各省のなわ張りなどという意味ではなくて、熱心に自己の所管事務を遂行しようとするばかりなり主張が違つて参ります。そういう際に、いい意味における各省の主張する意見なり、計画なり、力を調和をして持つて行くために審議會といふものを内閣に設けまして、この審議會における審議委員といふものは、それぞれ農林大臣、外務大臣、通産大臣、労働大臣及び各省から推薦する審議委員を加えて、ここで年々、もしくは長期にわたる移民計画なり、あるいは事業計画なり、内閣総理大臣に對する答申の形をもつて作成することに相なつております。なお個々の問題につきましては、国内の募集、選考及び訓練等につきましては、これは主として農業移民に對

しては農林省の方々の非常なお力添えを願わなければなりませんので、これについてはいろいろ相談するようにしてございまして。今日もやつております。なお国内の問題、国外の問題等は、次官申し合せによつて農林省と外務省がいろいろ相談、協議をして、ここに遺憾なきを期するような手はずもしてございまして。なお、この在外公館の配置に當りましては、すでに農林省からは御希望等も申し出られておりますが、農業開発、農業技術等に堪能なる技術者を持たれておる農林省の方々を迎え入れまして、在外公館、すなわち相手国の要所に配置したいなどとも考へております。そういうような措置をいたしまして、このような法案になつたわけでございます。

○戸叶武君 今のお話を聞くと、一応ごもつとも思いますが、たとえば二十三条において、「大蔵大臣に協議しなければならぬ」と言つて、農林省と事業上の相談をするという態度に對しての外務省側の言ひ分は、大蔵省からは直接金が出るので、こうしたと言ふが、移民の主体が農民であるといふことも御承認されておるようでありまして、どうも仕事するのには金がかかるのは事実であります。金の方面に重点を置いて、人間の方には余り重点を置かないようなふうにも聞かれますが、これはどうなんですか。

○政府委員(國田直君) そういうわけじゃございせんが、会社の定款にございまして、従つて資金面の規制に關する点が重点でございまして、業務、事業計画、あるいは年度計画等に關する大蔵大臣との協議事項については、大蔵大臣と相談する前の段階において農林省と外務省が協議してやるという次官の申し合せになつておりますので、このようにしたわけでございます。

○戸叶武君 渡航費の貸付並びに移住者及び団体の行方農業、漁業、工業、その他の資金の融資といふことのほかに、事業に對する投資といふことが第一に出ておりますが、移民会社といひますけれども、さむらいの商法ほど危いものはないので、会社といふ名前だが、この会社の中に外務省が在来にあるように、外務官僚の古手とか、外務省の院外団みたいな移民ボスをやらに押し込むといふような形は、今までのような失敗を繰返す危険性があるのですが、この点はどういふように考へておりますか。

○政府委員(國田直君) この会社の人事、社長等について一部新聞に報道されておりましたが、これは全く事実無根でございまして、法案の審議中に人事等に關する相談はまだいたしておりません。ただ、その方針といたしましては、ただいまの御指摘の通り、關係各省の古手の公務員を持つて来たり、あるいは単なる失業救済的なことで埋めることは非常な間違ひでございまして、その点は十分注意をいたしまして、今考へております基本方針は各省とも相談いたしまして、社長は四、五千万の民間資本を集めるといふ責任もございまして、なおまたこの事業は相當重大な手腕と經營の能力がなければ伴わない問題でございまして、から、経済人から、その人物はきめておりませんが、迎へるのが至当ではなからうか、その下の取締役クラスで會計監督に關するものは、これはやはり

大蔵省の方から推薦するものを、そのほかのおの關係、特に農林、外務、各省から推薦するものを入れる。そして人員は大体四十名ぐらいの会社をまづ考えておきます。

○戸叶武君 その会社の社長には四、五千万の民間資本を集め、また経営能力のあるものというので、要するに実業家から出したという考えのようですが、従つてこのいわゆる在来に見られるような実業家というものは、もうかる仕事でなければならぬやらないのです。この会社法案の第一の農林省の連中から救つて行くことが先決であるということをするとして述べておるが、外務省が今のような考へ方だとすると、経営として成り立つような仕事をやる実業家が結局この会社を支配して、結局そのいうもうかる仕事に対する事業に重点が傾いて行く危険があると思ひますが、そのいうのをどうやって是正するなり、何なりできると思ひますか。

○政府委員(國田直君) この会社でもりかすることは全然考へておりません。これを単なる営利会社と考へるが、あるいは國家でなすべき責任を、会社の形態をもつてやらんとするかに大蔵省と外務省との見解の相違がございしたので、そのような面は會計報告並びに監督及びこの事業計画、決算報告等を内閣に直屬する審議會をもつて規制もいたしておきますし、なおまた審議會の委員及びその他には、単にそのいうものばかりでなく、移民をされる、移民の対象になる方々の代表もこれに迎え入れてやりたいと考へております。

○戸叶武君 御趣旨はよくわかりましたが、四、五千万の民間資本を集め、大した金ではありませんけれども、慈善事業的なそういう性格のもので、どういふ種類の民間資本がそこに集められるのですか、その資本の性格を一つ考へてみて下さい。

○政府委員(國田直君) 民間資本が集まるか、集まらぬかということが非常な論議になりまして、これは随所で御指摘を受けておりますが、民間資本を集めるために有利なように、利益の配当及び渡航費など、本会社からこれを切り離して、海外連合協会に専任せしめるなどという意見を主張したのでございしますが、これは大蔵省と外務省との意見を調停した結果、本法律案のようになつて参りました。ただ、利益が利益が出るか出ないか、むしろ赤字からきて、この会社が運行不能になるおそれがあるような気がいたしておられます。従つてそういう面について大蔵省と相談をいたしてございするが、とりあえず初年度の國費一億、これに予想する民間資本の四、五千、その四、五千という資本は予想でございするから、集まるかどうかはわかりませんが、主として移民に關係あり、理解ある各種団体、各種会社の資本を考へておるわけにございします。

○戸叶武君 この発足に當つてのものの考へ方が非常に甘いと思ひますが、たとえば四、五千万の金をひつさけて実業家の人が乗り込めば、この会社を支配することができると考へておられます。この会社自体ではいろいろの仕事はやらなくても、その会社を中心として第二会社的ないろいろな關係をつけた、いろいろな事業を行うという形の手腕家が乗り込むような場合においては、当然それによつていろいろな問題があとで起きるのでありまして、イギリス等におきまして、南阿を開拓する場合に、絶えずこういう政府の若干の保護を受けながら、不意なところの会社組織というものが、泡沫会社が續出して、そのしりぬぐいをするために政変が起きたほどの問題もあるのです。私は外務省の考へておられるところではよくわかるのでありますけれども、非常にこの國策を表面からむき出して、政府の機關としてやつて行くのは、海外から疑われるからという形で、衣だけは会社というものを着て、そして背後でこの日本の官僚が操作しようというやうな形のように見えておるのである、それは實際今日の外交において、こういうことも必要であると思ひけれども、問題は、その拙劣さというものが当初の目的と反して、非常に收拾のできないような混亂を生む危険性がないかと思ひますが、その問題に対しては検討してみませんか。

○政府委員(國田直君) 御指摘の通りこのことは、今までも國家出資の会社でしばしばそういうおそれのある事件が起つておることでございまして、十分検討をした所存でございします。第二十一条で、監督、命令が出せることになつておられますが、こういうことによつて監督は嚴重にやつて行きたいと考へております。

○戸叶武君 当初、これとは別個ですが、これに關連する海外協會を作る場合なんかにおきまして、政府側から、そういう機關に対して外務省側から相當金が出るのです。そういうとき、われわれが農林委員會において十分の注意を与えた。ところが前の外務次官のごときは、全くそうおいておつて、われわれの要望というものを聞かないだけじゃない、注意も行わない。その結果というものは、会社の使ひ込みやら、公金が浪費されたり、実に最近にも失態を繰り返して、その報告も農林委員會にはなされてない。私は外務省の人は非常に理想を持って、人はいなければ、その外務省あたりに食い込むところの移民ボスや、外務省の院外団体のものにゆづらばれて、國策を食ひものにされるやうな結果が生じて来たとき、それに対して外務省に、今まではかの省と違つて糾弾のほこがあまり上げられないものだから、いいかげんにはおかふりしているやうな形で来ている、そういうことは許されない。私はそういう二の舞いを踏まねば困ると思ひので、この会社におけるところの役員の問題、それから会社の運営というやうな問題も、外務省のひとりよりだけじゃなくて、やはり農林省の人たちが企画室に入るから、それでいいという形で、いろんな役所を出すまいとするのでしようが、外務省の方は、いや大蔵省は全面的に押し出てもいいが、そうすると言ひ分は、所管關係というものは、移民問題で一番長い歴史を持つところの農林省の方を無視して、前の吉田、岡崎で、外務省の専断を行つたと同じ伝統を繼承して、今のやうなやり方をやる、前の

よりな、前車のくつがえるやうなやり方を再び繰り返されたらたまらぬと思ひますが、そういう場合に対して今まで外務次官は何も聞いておりませんか。

○政府委員(國田直君) しばしば各省の問題等は耳にするところでもございまして、十分そういう点は注意をしまして、検討して行きたいと考へております。

○戸叶武君 各省じゃない。私が聞いたのは外務省です。

○政府委員(國田直君) 外務省は他の省と違ひまして、外部団体の大なるものは、ただいまのところ御指摘の海外連合協会でございます。この海外連合協会につきましても、いろいろ御意見等もよく承つております。この会社法案が御審議願えますれば、その段階におきまして、早急な時期にこの海外連合協会も立法化をして御相談を申し上げ、機構その他については十分検討を加えたいと考へております。

○戸叶武君 最後に一つだけ……。アメリカの三つの銀行から、千五百万ドルの借款ができる。このことは、日本が財政的に不如意なので、アメリカから借款するということによつてこれを打開しようとするのでしようが、どうも聞いてみると、なかなか経営としては成り立たないというやうなやうな事業に対して、アメリカからこういう同情ある援助を、しかも銀行からの借款の形によつていただくというところには、何かそこに、どういふ意図の下において、そういう借款がアメリカの銀行から得られたか、そのいきさつがあると思ひますが、そのことを一つお話し願ひたい。

○政府委員(園田直君) 向うの意図は、どういふ意図なのかわかりませんが、当初借款の経緯には、受入れ機関の会社の機構その他に対していろいろ御要求もあつたようでございますが、今日では元利の保証を政府がやればそれでよろしいということ、あとは条件がございせん。担保も出してございせん。

○亀田得治君 二つほどちよつとお伺いします。第八条の第二項ですね、「会社は、前項第一号の渡航費の貸付の事務を外務大臣の指定する団体に委託することが出来る。」こうなつてゐるのです。で、この渡航費の貸付という問題は、この法案の中では重要な部門であり、また大蔵省においてもすいぶん注目をしておる部署なんです。そういう重要な問題を何か外務大臣の指定する団体に委託する、こういうふうなことがなぜ一体必要があるのか、せつかくこゝろい会社を作つて、先ほど次官が説明されたようなメンバーをもつてやるということであれば、十分それはもう会社だけで私はやれると思うのです。これはどういふ意味でこゝろいことが書かれたのか、そのへん少し詳しく説明していただきたい。

○政府委員(園田直君) ただいま御指摘を受けました通り、本法律案の第一条には、初めに渡航費の貸付というものが書いてあるにかかわらず、その重要な渡航費の貸付業務を他の団体に委託するといふのはおかしいという御指摘でございますが、これは先ほどから申し上げます通りに、大蔵省と外務省の主張の相違がありまして、それを政府で統一をして持つて来たために、若干御指摘を受けるようなおかしな点が

できたわけでございするが、その実情を申し上げますと、移民のお世話をするに際しまして、やや長くなりまして、今日特に中南米等において、朝日新聞あるいはその他報道せられまして、新聞あるいは移民をした人々があまり豊かではなくて相当ひどい生活をしてゐる、あるいは中には脱走者もあれば、その他の事件もあるなどというところが書かれておられますが、これは新聞に報道されたほどではございせんが、今までの移民は政府として物的にほとんど援助がしてなかつたこと、それから主として雇用移民でございまして、向うで雇われて行く移民でございするから、受入れる側としては、率直に言つて自分の国の未開拓の土地を開発するに、勤勉なる日本人といふものが非常に有用であるという為政者の考え方から、こゝろい点があつたやうなことで、移民をする際の条件、契約条件が、向うへ行つてみるとそれが少し違つてゐる、しかも移民したあと何ら国家として一人前の生活をされるまでの援助がでなかつた、こゝろい点が今日の移民の欠陥になつておられます。従いまして、そのお世話をするに、まず日本で働いておられる方々が世帯をまとめて向うにお渡りになるまでの渡航費、次は向うにお渡りになるまでから生活保障や営業をするための営業資金や企業資金、こゝろい二種類に分けてわれわれは考えておるわけでございします。戦後年々移民の数が増加いたしまして、今年度は六千人から七千人の移民の送出を計画するに至りましたことは、これは全く国会の承認によりまして、世帯をまとめて向うに渡るまでの渡航費を

貸し付けるといふことが戦後できましてから、このように移民がふえておるものと考へておるのでございします。従いまして、さらに進めて移民されたあとの営業資金や企業資金や生活の保障をやりたい、それは国家で責任をもつてやるべきではございするが、今日国家財政緊縮の折柄でございするから、会社の形態をとりながら、この会社で千五百万ドルの借款を基金としてやりたい、で、その際の渡航貸付の方は、ただいままではまだ支払いする時期になつておりませんが、年々その回収率を見てみますと二・七%でございします。これから判断いたしますと、渡航費を回収することは相当困難なやうな気がいたします。向うに行かれましたも天災地変や、あるいは行つてみると意外に移民した土地が肥えていなくなつたとか、条件が悪かつたとか、いろいろな点がございします。従つてそういう関係で移民されて、ほんとうに新天地を開拓して、移民をしてよかつたといふ境地に達せられるまでには、いろいろな苦勞があらはれるので、實際言つて、先ほどから何回も何回も申し上げました通りに、少くとも今日の状態においては、渡航費だけはほかの会社に出す補助金とは違つて、働きたい人には働く場所と土地を与えることが国家の責任であるから、国家が支出するのが当然であるといふわけは考へ方をしているわけでございますが、それも支給することは願ひませんが、貸付をやつておりますが、その資金をとつて払おうといふことをやりますと、この会社が会社の企業能力によつて、何とか千五百万ドルの借款を基金にして、与えられた

あとの営業資金なり、あるいは企業資金といふものを出して移民の方々の生活を援助することができているのかかわらず、渡航費は年々支払いが出血と、未回収々々で年々赤字が出て参りますと、そちらの方から食ひ込まれて、そうして会社自体の運営が不能になつてしまつて、移民されたあとのお世話がでなくなつてゐるのではないかと、従つてできるならば、渡航費だけは会社の業務内容から取り除いて、今まで通りに海外連合協会でやるようにしてもらいたい、こゝろい相談をして来ておつたのでありますが、今日の事情において、国家資金の規制をやつてするので、そこで両方の間で相談をして、そしてこの会社の中に渡航貸付の業務を含む、含むが、その実務は海外連合協会にやらしてもよろしい、こゝろいことになつたわけでございます。

その会社としての回収のことをおつしやつたが、これはあなた自身も今言われた通りに、本来は保証してやるべきものである、私もそう思います。こゝろい人たちが出て行つてとどろろ新天地を開拓してくれば、たとへば日本でそれだけ開墾された一緒ですから、一方で開墾する場合には相当な補助も出してゐるわけですから、それと同じことですから、だから回収等のこととは何も、はなはだ回収の成績が悪いようですが、その成績を挙げるために何かほかの団体にやらすという趣旨であるかもしれないが、私はそんなことは必要ないと思つてゐます。だからその会社の仕事の性質からいつたら、これはまさしく國なんかがやるべきなんです。だから何かほかの団体にやらすといふのはどんな意味か、もう少しそこをはつきりしてもらいたい。あとの回収を國がやるより、そうした方がよくなるという立場でそれはお考えになつておられるのか、あるいはまた別な立場なのか、先の方じやなしにあつた方ですね。

○政府委員(園田直君) 海外連合協会には御承知の通りに移民の選考をやつておりますので、優良なる移民の選定、選考は連合協会で行つております。つきまして、その運営上からいつても、海外連合協会が貸付をやる方がきつめて便利なのでございします。この連合協会の機構その他につきましては、先ほど申し上げた通りでございします。それを切り離すといふのは、海外連合協会にやらした方が回収が果であるからではございせん。大蔵省はこの会社でやつた方が回収が確実であるから会社でやれといふわけでございます。

○政府委員(園田直君) 海外連合協会には御承知の通りに移民の選考をやつておりますので、優良なる移民の選定、選考は連合協会で行つております。つきまして、その運営上からいつても、海外連合協会が貸付をやる方がきつめて便利なのでございします。この連合協会の機構その他につきましては、先ほど申し上げた通りでございします。それを切り離すといふのは、海外連合協会にやらした方が回収が果であるからではございせん。大蔵省はこの会社でやつた方が回収が確実であるから会社でやれといふわけでございます。

す。われわれが切り離したいというのは、この渡航費を会社の業務内容に持っておりまうと、たとえこの会社が経営をうまくやまうして、そうしてもうけなくともいいから、少くとも会社の経営によって逐次年々の移民の方々のお世話をするようにこの会社が運行されるようにしたい。ところが渡航費を入れておきまうと、支払いが始まらまうと、それは国家の資金でございまうが、規定に従って年々数億の支払いをしなければならぬわけでございます。この会社がこの回収のできない渡航費というものを業務内容に持っておりまうと、その方の赤字から他の業務が全部食い入られて参りまうして、この会社は運行不能になるおそれが多分にあるわけでございます。従いまうして、いろいろ相談の末、この法律案に盛り込まれた通りに、この会社に渡航費の貸付を含んだ以上は、今仰せの通りに返らないものは国家で補助するのが当然であるから、その損失は国家で補償してもらえれば、それがうまく行くわけでございますから、その損失補償の点について、実はただいま大蔵省と外務省と第九条に書かれてある政令の件を相談、折衝中でございます。

○委員長(江田三郎君) 今のお客えを伺っておりまうと、だんだんややこしくなつて来て、会社の目的で一番初めに出来るのが渡航費の貸付ということになるので、第八条の業務の範囲でも渡航費の貸付ということが第一に出てくるのだが、聞いてみると、一番初めに書いてある渡航費の貸付は何かはすれてしまふようなことになつてきて、そこで何だか業務というものが非常にあいまいになつてくるのですが、実は私の方で専門員と協議いたしまして、振興会社の事業計画及び収支予算というものは一体どうなつてゐるのか、それをはっきりしてもらふと、四つも業務が書いてあるけれども、どこに重点があるのかわからなう、そこでその資料、それからその次に、一体この借款というものは何か条件がついておるのか、移民に關するとなら何に使つてもいいということになつてゐるのか、そういう借款の内容と、それからもう一つはかにも資料の要求をいたしておるのですが、その資料を出していただくといふのは具体的にどうなつておるのでしょうか、この資料はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(岡田直君) ただいま準備しておるもので、なるべく早くうちに提出したいと思ひます。

○龜田得治君 そうしたら、私も委員長のあれに追加して資料を一つ出してもらいたいと思ひます。これは先ほど政務次官からお話になつた予定される外郭団体ですね、これの経理上の予算、先ほどのお話を聞いてみると、何か非常に歩の悪いところだけを外郭団体が引き受けるような感じがするのですが、しかしこの法案ではそれは全部包含されてゐるわけですから、最終的にはこの会社がやはり引き受けなければならぬと思ひますが、何か一時的にはその外郭団体がそういう非常に損になるようなおそれのあるものを引き受けるような印象も受けてゐる。果してそういう団体があるのかどうか。もしそういうことがあれば、それに対してまたその団体は別個に外務省から何か奨励金なり、そういうものを別な道から出してもらふなければ、これは成り立たぬと思ひますが、その辺の外郭団体の予想される大体の経理、大体の事業内容といったようなものもくつつけて一つお出し願ひたいと思ひます。先ほどから次官の説明を聞いてゐるのですが、どうもはつきりしない。それを見た上でその点も少し質疑をしたいと思います。これは出してもらへまうか。

○政府委員(岡田直君) 今のこれを委託する海外連合協会は、今日のところ千二百萬円の補助金を外務省から支出をいたしておる。それ以外は何の補助の支出もございせん。なお、ただいまお聞きになりました渡航費の貸付は、折衝中の経過を申し上げましたから誤解を受けたのであると考えますが、最後の決定、この法律が成立した際には、渡航費はこの会社の業務でございませう。業務を海外連合協会に実務だけを委託する。責任、会計その他はことごとく本会社にございませう。

○龜田得治君 これは資料を見てからもう少しやりたいと思ひますが、もしそういうことなら、協会の中でいろいろ仕事のために専門的に使える人をこの会社の内部に入れてしまつた方が、だれが見てもはつきりするんだですね。だからその辺も少し納得いかなう。それからもう一つは、第六條、第七條、それから第十條、第十三條、第十四條、この外務大臣の認可とか、許可とか、こういうことが相当たくさん書いてあります。これらについては、この全部について、たとえば取締役を任命するとか、こういうたようなこと全部について農林当局とこれは事前によく協議をする、こういうことははつきりここで言つて差しつかえないようになつてゐるわけでしょうか。

○政府委員(岡田直君) 申し合せ事項において当然そのようになつております。

○龜田得治君 これも念のために聞くのですが、農林省はやはり実質的な立場からいろいろな意見を出されると思ひます。そういういたしますと、いろいろ外務省と意見が違ふ場合が予想されます。そういう場合に反対を押し切つて、法律上の権限はあれだから、これでやるのだというふうなことは絶対おやりにならない、こういうことはどうでしょうか。

○政府委員(岡田直君) 政府が内閣を組織しております以上、本法律案の作成の経緯に際しまして、各省の意見は相當通つておつたのでございませう。これはおのおの各省の事務当局の意見が違ふことは当然でございまして、ある面からいへば自分の所管事務に対する熱心さでございまして、しかしその意見の相違なり、あるいはいく違い等を調整をいたし、あるいはそれを統一するのは内閣の責任でございませう。法律で規定してありまして、御承知の通りに、いろいろの問題等は次官會議、また閣議にかけて決定しておりますから、重要な問題等で両省の意見が対立をし、その責任者たる大臣同士の話し合いによつて意見が決定せざる場合においては、それは重大なる政治上の誤差を生じますから、そのような懸念はないと考えております。

○戸叶武君 資料の提出要求でもつて、龜田君が外務省の外郭団体全部を出してくれと言ふから重複する必要ありませんが、その点で特に私は重点をおくのは、移民関係に關連のあるところの海外連合協会に対して、一千二百萬しか国から補助してゐないと言つておりますが、今までの間にいふぶんふしだらが累積されておるようですから、詳細にその報告を願ひたいと思ひます。この問題は農林委員会としても責任があるので、長きにわたつてこの問題を私たちは論議し、外務次官が違つておるが、前の外務次官は相當責任をもつて運営するようなことを言ひながら、事実上においては失態ができたときに、そのときにわれわれがこれを追及できないというのでは監督が非常に軽やかされて参りますから、その資料を参考に、外務省の仕事のやりつぱりの手際を拜見する意味からも参考になりますから出してもらいたいと思ひます。それから一千五百萬ドルの借款に対して、元利の保証を政府がやるということによつて借款が成立してゐるのでありまして、当然この会社の事業に対しては、われわれが予算關係を取り扱う關係上責任の義務というものは当然あるのです。ところがこの行政官庁は、今まで外務省なら外務省の予算をとつたならば、それが外郭団体なら外郭団体に流されても、その使ひ道はあいまいもこのものになつても、それは外郭団体の責任であるというように責任を転嫁して、恬として責任を感じないような面もあるので、場合によつてはわれわれはこれは決算委員会なり、何なりでまた追及をして行く方式なり、何なりをとりますけれども、とにかく外務省のやり方というものが今まであまりだらしないので、言うことを聞かないので、そういうところ

の資料を一つ出しておいてもらいた

い。
○委員長(江田三郎君) ちょっと今の資料をお出し願いたいと思いますが、先ほど来政務次官のお話を聞いておりまして、私なかなかわからぬようになつてくるのですが、いきさつとしては、渡航費の問題は切り離そうとしたけれども、結局はこつちへ包含したのだ、しかも渡航費についてはこれは相当の赤字が出るのが予想される。従つてそういうものを抱えこんでおると会社

の運用が困難になるのじゃないかといふことをおっしゃるわけで、そうすると、渡航費を持つておつたら困難になるというのを予想しながら、渡航費の業務をこれは持つておつて、しかもその借款については返して行かなければならぬことになるので、聞いているだけではわからぬことになつてくる。そういう意味でも一つ収支予算書なり、それから事業計画書というものを早く出していただかぬと、なかなかわからぬと思うのです。そこでもう一つお尋ねしておきますが、今までの、たとえば本年度の予算において移民の振興、名前は何でございますか、名前は私は忘れましたが、国からたしか五、六億の金が渡航費として出ておると思

○委員長(江田三郎君) 連記を始め。それではこの問題につきましては、先ほど来要求されております資料を早く急に外務当局の方から出していただい

て、その上であらためてもう一度審議をいたすことにいたします。

○委員長(江田三郎君) 次は、昭和三十年産米の集荷及びその価格等に関する件及び昭和三十年産麦価に関する件を一括して議題にいたします。

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

○委員長(江田三郎君) 一定の利子をとるといふことになる、その利子と

にされるということになると思います
が、そういうふうなふうに詳細御報告
を願うということは今日の段階では
むずかしいということでありませう
ば、そういうような秘密の会合にいた
しまして、これは困難なことであり
ますので、取り運びする必要はありま
せんが、そういうようなことになれば
話すということならば、そういうこと
も考えるのがこの際としてはよろしい
と思いますが、その辺をお伺いいたし
ます。

○國務大臣(河野一郎君) 大へん御親
切な御発言をいただきまして感謝にた
えますせんが、実は本日とも一時から今ま
で最終的に大蔵当局なり、私なり、ある
いは党なり、各方面の意見の最終的な

開陳を終りまして、そうして明日は最終的な決定をしようということにそれぞれ帰っておるわけであります。皆さ
さんの御協力をちょうだいし、御注意を
私としても望ましいことでございます
が、今申し上げました通りの段階に
なっておりますので、私がここで特に
先ほどから言葉を実は慎んでおりま
す。これはいたずらに私と意見の違
人を刺激するということをおそれるも
のでございますから……。そこで実は

はなはだ皆様には相済みぬと思いますけれども、意見を陳述することを控えておる次第でございます。そういう次第でございますので、皆さんから御注意をちょうだいいたしますことは、これはけっこうでございます。けっこうでございますが、私としても私の考え得る最大の私は主張をいたしておるつもりでございます。でございますから、どうかそういう意味で御判断をちょう

うだいたしたしまして、今お話の通り秘密会にしていたら、そうしていろいろのお話を承われば、ないしはまた私の立場も申し上げ得ることは申し上げることができると思っています。ただいま申し上げました通り、新聞記者にも今日は一切申し上げるわけにはいかぬ、だが何と言ったかというところも申し上げませんし、どういふ要求があったかということも申し上げられないということ、われわれとしては申しておる次第であります。どうかそういうことで了承していただきたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) いろいろ御意見あるかと思ひますが、ただいまの御答弁のようなことでございまして、今、大臣の方は今から衆議院の本会議で何か記名採決がありまして、そのあとで水害の問題についての農林大臣を対象としての緊急質問があるようでありますから、大臣が繰り返して答弁されました米価審議会の決定が出てくるまでのいきさつ、その内容等を十分に了承しており、それを尊重し、また当委員会の決議をもはんとしに尊重されてその実現のために努力をし、あすは、あるいはあさつては結論を出すというところでございまして、衆議院の本会議の都合等もございまして、私たちとしまして、大臣に極力われわれの意のあるところを実現していただくようにこの上ともお骨折を願つて、この程度にいたしたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(江田三郎君) それではさういたします。

○國務大臣(河野一郎君) どうぞ一つよろしく願ひいたします。最善の努力を尽して農民諸君の御理解を得るようになつたつもりであります。どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

○森八三君 米価の問題につきましては、大臣がああいう御発言でありまして、これは事務当局としても何も言えぬという段階にあるかと思ひます。そのことはお伺ひいたしません。政府からちやうだいいしておる資料を拝見いたしますと、昭和二十九年産米のやみ価格の資料であります。これが供出米と云いますか、政府の買入れた米の半数以上を占めておるだらうと想像される東北方面におきましては、むしろ昭和二十九年産米の超過供給価格一万四千円以下で農家が売つて

いるという事実は数字の上に出ているように思ふのであります。こういうような事柄があることは一体原因がどこに所在しているか。やみ価格の方が正規のルートを通じて超過供給をするよりも安いという事柄が現存していることは、そのよつてきた原因がどこに所在しているか、というように見ていられしやうのか、これは事務的に御調査があると思ひますので、おわかりでありますればお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) ただいまの御質問の点でございしますが、これは從來においてもそういう傾向が多少あったのであります。その原因についてど

うかという御質問でございしますが、これは非常に実はむずかしい問題でございまして、むしろ私にいたしましては各位のお教をいただいた点でありますけれども、おそれることは供出というところで從來やつておりましたやり方は、政府の指定倉庫へやつて来まして、それで協同組合で販売委託をする、そこですぐに現金化するわけでございますけれども、一応農協の金庫に入ることになっております。ところが生産者といつたしましては、やはり庭先に現金を持つて買ひに来る者があれば現金化するということもあるし、そういうような直ちに現金がほしいといふかというふうには考えられておるのではありません。この点は非常にむずかしい点でございまして、これは当然政府に売ればもっと高く売れるのに、なぜ安く現金化して手放すかという点、これはおそらく将来の私どもの米の買ひ方についていろいろな検討しなければならぬ点があるかと思ひますが、おそらくそういうところの原因があるのが大きき原因じゃないかというふうに考へておるものであります。なおその他にもいろいろ原因があるかと思ひますが、私もいろいろ検討しておりますけれども、確かにそういうような現象があることは事実であります。この点私ども、はなはだむずかしい問題だと考へておるのでございます。

○森八三君 現金が右から左へ取れるということに相当大きい要件であるやうなお話でありましたが、これはまあ農業協同組合の預金になりますれば、自由に払い出しができるわけでありまして、現金化ということについてはその私は大した関連性がない。むしろ正規のルートを通じて政府に超過供給をいたしますことは、翌年の供出割当数量に影響があるという心配、そういうふうなところへ関連してくるのではないかと云うような心配、もう一つはそういうことが実質上、税法上何ら関係ありませんが、所得税の面に相当響いてきやせぬかというやうな税法上の問題からくる心配ということがあるものを、一千万円以下で売却をしておるという事実には現われて来ておるのではないかと考へておるのであります。今度の新制度によりまして、二千三百五十万石は是非でも集荷をしななければならぬ。しかし明日か、明後日きまざるであらう米価といふものは、必ずしも生産農民が期待をし、要望しておるという価格になりかねるやうに私は想像をいたしております。誠意をもつて米審の答申を実現するように取り計らうとおっしゃいますから、あるいは私の申し上げることが失礼な結果になりまして、農民組合の一万二千四百円という数字が出てくるかも知れませんので、あまり私も大きなことを申し上げられませんが、どうも昨今の空気で生産農民の要望しておるという数字までには行きかねると思ふ。といたしますと、新制度による予約制度といふものは必ずしも樂觀を許さない。そこで二千三百五十万石の予定数量といふものを、完全に集荷を完結いたしまして、消費者にも安心を願ひ得るやうなことにいたしますために、何としても從來やみのルートを通

じて流れておつたであらうと想像せられざるものを、正規のルートで吸ひ上げてくるというのを考へなければならぬと思ふのであります。それには從來のやみに流れておつたその原因がどこに所在するかを究明いたしまして、その原因をためて行くという態度でなければならぬと思ひます。といたしますれば、今、長官のお話では、現金化すること、まあこれは一つの理由であることは私は否定をいたしません。いたしません、農業協同組合の貯金という姿になれば、むしろこれは現金と同じなんです。むしろ多額の金を持つておるよりは、農協に預けておつた方が安心であるから、そして、その点はむしろ自由であることは自由であつて、主たる理由は翌年の供出数量に影響はせぬかということ、それから所得税の面に關係を及ぼしはせぬかということ、この二つが一番大きな農民の悩みの、やみルートを選んできたと思ふのです。そういたしますと、それを解決してやるということが当面の急務であらうと思ふのです。そこで翌年の供出というところは、今度の予約制度になりますから関係ありません。そうすると、残る一点の税の問題を解決してやるということが二千三百五十万石を確保するための最大の要点になつてくる、こゝろ思ひます。これに対して、当委員会の決議した米価そのものに對して免税すべしということをお願いしておりますが、事務当局として事務的に御折衝になつておる経過もあるかと思ひますが、お話しがいただけましたら、そういう経過も承知をいたしたいと思ふのです。

○政府委員(清井正君) 確かにやみ価格の問題につきましてはお示しの点があると思ひます。私の御説明があるいは不十分だったかと思ひます。確かに今までは前年の供出実績が、翌年の割当実績にかつて来やせぬかという必配も相当あると思ひます。そこで一時匿名供出というような制度を作りましたのも、そういう関係から出てくるのであります。そういう問題が一つ、それからやはり所得税の関係でいろいろ心配する向きがある。そういうようなことが確かに大きな原因であることはその通りだと私も思ひます。今度の措置といひまして、申すまでもなく、概算金につきましてはすでに御説明申し上げたかもしれませんが、契約が締結されれば二千万を交付することにいたしましたのであります。

なおその他の残る措置といひましては、税の特別措置でございますが、これは税の特別措置をするということに決定いたしておりますけれども、いろいろ程度でいろいろ工合にいたすというところは目下折衝をいたしておりますのでございませう。できますれば今度の米価の問題と同時にいたしたいと思ひまして、実は先般からしきりに折衝いたしておりますが、まだ結論には達していませんのであります。私どもといひましては、今度の税の措置が今度の売り渡し促進の非常に大きな奨励措置といひますか、一つの大きな措置になると考へております。また非常に重要な措置であるというところは、ただいまお話しのとおりでございます。

私どもといひましては、何とかしてこの税の特別措置ということを中心とやらしまして、概算金の二千万の支払い

の問題とあわせまして、今度の制度の趣旨をより円滑にいたしたいと考へておるのであります。折衝の内容等につきましては、はなはだ恐縮でございますが、ただいま大蔵当局と相談をいたしておる最中でございます。この点の内容につきましては御説明申し上げることは一つ御容謝をお願いしたいと思ひておられます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて下さい。

○亀田得治君 米価が決定してから予約の目標数量ですか、そういうものを下へおろす。こういうふうに私も前

に聞いておるわけですが、しかし明日は大体も米価が決定されるという段階でありますから、従つてあなたの方としてはもう相当時期が遅れておるわけですが、その予約量の目標額の提示ですね。こういうものはいつごろされるのか、それが一つ。それからもう一つです。これは政令案と原案を早く見せてくれという要求は、ずいぶん前にやりました。しばらく待つてもらいたいというものであります。それをいまだにいたしてはならない。そういうものはこの予約量の目標額を示す段階になれば、当然それができていてやられるというところにならなければならぬわけですから、当然示してもらえらると思ひますが、それは明日でもすぐ資料として出せるかどうか。それからもう一つ、三つ目はせんだつて、二週間ほど前ですが、今度の予約制度の第一段階の国家と農民との間の行為というものは私契約である。従つて当然これは

簡単なものであつても、定型的な契約書というものが作成されるはずだ。そういう立場で検討しておるというところを言われております。それじゃその契約書も一つ見せてもらいたい。初めて試みですから、われわれとしても検討したい。で、そういうふうにお願ひして、それに対してもしばらく待つてもらいたい、すぐ出すからというふうなことだつたが、いまだにない。それもうすでに二、三日すれば具体的な仕事にかかろうという段階なんですから、直ちにそれもお示し願ひたいと思ひます。この三つを一つ結論だけお答え願ひたい。

○政府委員(清井正君) お話しのとおり米価が決定いたしますれば、直ちに全国集荷団体に集荷予定数量をお示しいたしまして、その数量を告示いたすことにいたしております。その数字はただいま検討中でございます。その数字はたゞし、大体予算上規定されております二千三百五十万石を基準といたしましてお示しいたしたいと思ひております。

これは米価決定後直ちに、まあ一日、二日の余裕はあるかもしれませんが、二日の余裕はあります。それから第二点の政令でございますが、これははなはだ恐縮でございますが、実は昭和三十年産米の集荷制度要綱案というものを前に資料としてお出ししたものでございませう。それは実は私どもの政令案のつもりであつたわけですが、これは政令案に至ります集荷団体に書いておきまじやう、あるいは政令の御理解が不十分かと思ひまして、形は政令案といたしませんで、昭和三十年

産米の集荷制度要綱案としてお渡しいたしましていただいても、私どもはこのうち法例で規定できるものを政令で書きたい。大部分のものを政令で書きたい、こういうつもりで、ほとんど政令案になるような形で、実は十三項目にわたりました資料をお出ししたものであつたのでございませう。表書きが政令と書いてなかつたので、はなはだ恐縮でございますが、私どもは実は政令案としての要求の資料に應じたつもりで出してあります。また必要がござ

いますれば御説明申し上げますが、この政令につきましても、数字を示すのと相前後して政令を出したいと思ひます。うに考へておられますので、ただいま農林部内と法制局と折衝いたしておるのではありません。米価決定後直ちに数量の要請をし、同時にまた政令を出して参りたい、こゝろは考へておるわけでございます。それから第三点の契約の問題でございますが、これは実はお話のありましたことは私同つておりました。まことに相済みませんのでございませう。したが、ちよつととりまぎれまして遅れておりました恐縮でございますが、直ちに一つ作成いたしまして参考資料として提出いたしたいと思ひます。大へん遅れましたことをおわび申し上げます。

○亀田得治君 今私がお聞きしたあとの二つの点は、供出制度を、これを一体どういふふうに解釈するか、これについてはすでにいろいろ見方があるわけですね。しかし決定的にはあなたの方から出される、そういう政令案なり、あるいは契約書、そういう物的なものに基づいてこれは検討すべきものです。そういう意味で私も早く出

してもらいたい。それなしでいろいろなことをいっても、これは単なる希望であつてみたり、個人的な意見になるおそれがあるので、実はそれを待望しているわけですね。だから早くこれは出してもらいたい。何べんでも二、三日うちに提出するといふ回答を受けているのですよ、今まで何回も……。今後はやはりそういうことにならないように至急に出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) お話の御趣旨はよくわかりました。であります。ただ前回に出したものを政令案としてごらん願つたものと私は思つたのですから、それを実はお出ししたものであつたのであります。前回差し上げました三十年産米の集荷制度要綱案といふものは十三項目書いてございませう。そのうち四項目から政令になる予定で実はお出ししたものであります。が、表書きが政令と書いてありませんでしたので、大へん恐縮でございますが、実は政令案と書きまして、制度全体の御理解がかへつていかかと思ひましたので、政令の段階に至ります。いわゆる全国団休から末端への集荷数の要請の点を書き加えたものでございませう。政令にならない分も書き加えたものでございませう。政令案と書かずには制度要綱案という形でお出ししたものであります。私が申し上げました、また、ただいま亀田委員からお話のありました政令案といふものは、この資料によつて一つごらん願ひたいと思ひておる次第でございます。

○亀田得治君 同じようなことを言うよりですが、それは集荷制度要綱を前に出してあるからいいのだというふう

なことは、これはとんでもないことだ
と思う。それは要綱であつて、考へ方
であつて、最終的に私どもが、何か質
的な変化があるのだとか、ないのだと
か、問題になつてゐるこの制度をほん
とくに性格的に批判するにはやはり一
字一句といへども、これはゆるがせに
できないわけですよ。だからそれを考
へ方を書いたところの要綱だけで批判
するといふふりなことは、これはもつ
てのほかなんです。だからそういう意
味で私は言つてゐるので、その要綱は
私も見てゐる。しかしこれがどうい
ふに最終的にきちつと条文になつて
出てくるか、それがなければならな
い。それら私どもも重要視してゐる政
令なんです。これは至急出してほ
しい。

○清澤俊英君 きょう知事に会いまし
たが、まあこの知事が言ひません
が、ところが食糧法の三条、あれを改
正して知事が非常な権限を持つて、強
力な、割当に責任を負わせるような要
綱に改正するような意向を知事會議で
長官は申してゐるのです。そういうこ
とを言つておりましたが、そういうも
のを総合してみると、やはり亀田君の
言ひ通りに、私もそれを待つてい
た、だから要綱というものを中心にし
て調べなければならぬ。それが出たな
らば一ついまだ度取扱い方を吟味して
みよう、こう考へて等閑にしておりま
したが、これは早くしてもらわなけれ
ば全く問題だらうと思ふのだ。

○政府委員(清井正君) ただいまの知
事さんのお話というところは、あるは私
が申し上げたことをどういふふうにお
聞きになつていらつしやいますか。そ
れには、きょう午前中知事會議があり

ました。で、知事會議に呼ばれまし
て、どういふふうになつてゐたかとい
う経過を聞かれたので、そこで経過を
お話し上げたのですが、そのとき
に、要するにお前の方は二千三百五十
万石という目標にして集荷をする
のはいいが、集荷できなかったらど
うする、目標が集まらなかつたらど
うするかといふ、こういう御質問があつ
たのであります。もしそういうことが
起きればまた考へざるを得ないが、た
だいまは本制度を完全に実施するのが
私どもの計画であるのであります。本
制度実施のために最大の努力を払い
まして、予定数量の政府に対する申し
込みが行われ、同時に申し込みによる
実際の政府の売り渡しを実施できるよ
うに努力したいといふことを申し
上げて、三条一項によつて大きな権限
を与えるようなふうに改正するといふ
ふうに申し上げたつもりはなかつたの
でありますから、その点をさよう御了
承願いたいと思ひます。

○清澤俊英君 知事でありますれば、
そういうばかなことはいふと思ふ。知
事さんが少くとも私の言つたことを聞
違つておつたといふからには、何か強
力な、一つ知事にこうしてもらいた
いとか、あつてももらいたいかとい
う強力な要請があつたのだらうと思ふ。
それでなければ間違ひわけがない。今
の長官のお話ならば、少しでもこうい
う目的を達するようになつてもらいた
いという話ならば、そういう間違ひは
起きないと思ふのですがね。たしか三
条か、二条の条項を改正して、知事に
強力な権限を与えて、それを要請する
といふことは、昔の供米と同じこと
なるだらう、こう話しておりました。

○政府委員(清井正君) それは私はこ
ういふことを申し上げたのですが、今
までは割当でございましてたけれど
も、今度は自主的に申し込みをしてい
ただくことになりました。従つて生産
者の方がこれだけ売りたいといふこと
になります。それは政府と契約い
たすことになりましますけれども、それは
結局食糧管理法第三条第一項の公法上
の政府に売り渡すべき義務にいたしま
す。このいふことを申し上げた。従つ
て私契約で結びました数量は三条一
項の公法上の義務数量といふことです
といふことは御説明申し上げたのであ
ります。そういうことは先ほど申し上げ
た、そういう行き方はいくといふこと
はたしか知事さんに御説明申し上げた
ことはございませう。

○龜田得治君 今の長官のお話は段階
を一つ抜かしておられると思ひので
す。それは食糧法の三条の義務をかぶ
せる前に、最初は私契約で出発して、
そしてその三条の義務をかぶせる前
に、実取高等が明白になつた場合には
前の契約通りでいいかどうか、その
再検討の段階があるわけでしょう。そ
れを全然抜かして、最初の契約に對し
て公法上の義務をかぶせると、こうい
うことだと私も今まで考へ、また
皆さんの方から質問に對してお答えを
いただいておつたことは非常に違つ
てくるのです。これは簡単に長官が
説明されるためにさういふ、更改する
という段階を省略されたのかもしま
せんが、それなら別にいいわけでは
ない、さういふ更改の段階といふのはあ
るわけでしょう。

○政府委員(清井正君) この点は先ほ
どの要綱にも書き、またお読み下さ
い

○政府委員(清井正君) この点は先ほ
ど

いました通りであります。更改の制
度があるのであります。それは私も
さう考へておるのであります。これは
三条一項の公法上の義務になりますの
で、あまり不公平なことになりますと
いふと工合が悪い点が起りはしない
か。たとえば非常に米があるのに政府
に売り渡しをしないといふ人がある。
片一方に、十俵出しているのに一俵しか
申し込まない、こういうことが起つた
場合には、片一方にたくさん売り渡す
人があると非常に不公平であります。
同じ部落の中、同じ村の中でやはり問
題が起りはしないか。片一方は三条一
項で法律の義務がある。片一方は自分
は申し込まないからいいんだといふこ
とになると、また申し込んだ人に対し
て工合が悪いといふことが起る。さ
ういふ場合には、お米の収穫高があつた
場合に、三条一項による指示をいたす
という制度を残しておかなければなら
ない、こういうふうに考へておるので
ございませう。そして今言つたような
原則をいたしましては生産者が自分で
申し込んだものを受理いたしますけれ
ども、ただいまのようなことがありま
すれば、さういふ措置もあわせ考へる
といふふうな、制度が二本になつてお
る。さういふことはここに書いてあり
ますが、私もその制度は公法上の義
務の關係上残さなければならぬ、さう
いふふうに考へております。

○龜田得治君 契約をしたけれども、
その契約通りはどうも出せない状態に
なつて来た。この場合には逆の意味で
の更改が必要になつてくる、さうい
ふふうにお考へでしょう。

○政府委員(清井正君) その通りで
ございまして、この規定の中にもさうい

う場合には減らす更改をいたす、いわ
ゆる補正でございませう。今まで補正と
いつておりますが、補正をいたしまし
て、申し込み数量を減らすことをいた
してあります。

○龜田得治君 さういふ場合に、それ
じゃ減額の更改をしたいといふふう
に農民が国の方に申し出る。それに対
して国の方が、それはお前の見方は違
う、応ぜられない、さういふ場合には一
体どうなるのか、その場合には最初
に契約をしたそれに公法上の義務をかぶ
せることになるのか、ここが非常に大
事な点なんです。あなたはずるい
方ばかり盛んに言われるが、ほんと
に減額すべき状態が出て来た。しか
し政府の方では集荷予定量といふもの
の目標を達成しなきゃならぬから、そ
んなこと言つても応じない。さう強く
出た場合の措置といふものをあなた
はどう考へておるか。

○政府委員(清井正君) この前差し上
げました資料の中にも書いてございま
したが、お話の点は私も心配いたし
ておる点であります。そしてこれはま
ず三条一項の市町村といふのは、市町
村長が従来いたすことに制度上いたし
ておるのであります。市町村長に指示
を生産者が受けまして、その他災害に
よつて非常に減りましたとか、あるい
は災害によらなくても火事で焼けてし
まったとか、あるいは非常に見込み違
いで減取したといふことで、当初予
定いたしました数量はとてども売り渡せ
ないといふ事態が起つてくることは当
然あることであります。さういふ場合
におきましては、市町村に對しまし
て、自分はさういふふうには申し込ん
で、さういふふうには三条一項の割り

受けたけれども、自分はその数量を売り渡してきないから変更してくれというのを市町村長に対して申し出るわけでありました。市町村長はそのときは農業委員会の意見を聞きまして、そうして二十日間の間にそれを決定するかどうかというのを文書できめまして、そしてやつて決定いたしましたれば、それが三条一項の公法上の義務の数量が変わります。変りました場合には、その数量を私どもの方が通知を受けまして、私どもが契約上の数量をそのまま更改する。初めの市町村長の公法上の義務の更改ということになるわけでありました。それでは申し出たものがそのままになるかどうかということでございますが、制度といたしましては、そのままだというにはなり得ないのではありません。農業委員会の意見を聞いてきめるといふことになっておりますけれども、この制度の建前上、理由があるといふすれば当然減額されるかと私どもも考えておる次第であります。

○亀田得治君 これは非常に時間をとって恐縮ですが、そういう問題に入つたものでありますから、中途半端にできなくなつたわけでありまして、今、長官がお答えになつたような答弁ですと、最初の契約にすでにも公法上の義務が加わつておるようになつたは説明されておる。しかしこれは私どもがこの委員会に前に聞いた説明とは違ひます。それはだから、そういうややこしいことになるから、一体どういう政令案なり、そういうものを確定的に考えておるのか、そういうことを私は聞いておるので、その議論でしたらこれは大へんなことになる。で、

この前お尋ねしたときでも、最初の出发点は農民と国家との間の私契約である、これは明確に答へられておる、何べん念を押しても……。そんなものは初めから公法上のものではあれば、何もこれはあんたちつとも新らしいことも何もないじゃないですか。だから、そこで私契約が始まつたものではあれば、それじゃ契約したけれども、ほんとうに予定通りとれなかつた、こう百姓さんが訴えて出た場合に、一方の方では予定量を割るようなことになつてはいかぬといふのでなかなか応じない。そういう場合の措置ですね、これは法律的にも非常にむずかしい問題になるのです。その場合には、前の方は私契約ですから、私契約の更改を求めておるだけなんです。その際は……。まだ義務がかぶさつておらぬのです。その問題が解決した後に初めてこの義務がかぶさつてこなければ、こんなものは何も新しい制度でも何でもありません。だから、そこは私どもも違つた説明を二つ受けておるわけでありました。これは委員長、議論しておると非常に時間がかかりますが、別にしてもう盾のある発言をされたものですから、一応言わざるを得ない格好になつたのです。

○委員長(江田三郎君) ただいまの問題は、亀田君のおっしゃるところでは、食糧庁長官、あるいは食糧庁当局の説明に矛盾があるわけなんです。この問題につきましましては、いづれ今週中には正確な政令案が出るわけでございますから、そのときに、米価の問題とあわせて、来週の委員会であらためて問題にしたいと思ひますが、よろしくごさいいますか……。それじゃ、さういふいたします。

○清澤俊英君 今週うちに食糧庁から政令案が出る、こう委員長は言うておるが、今までの経過を見れば、出るか出ないか、さつぱりわけがわからない。いつまでに出されるか。

○政府委員(清井正君) まことに一言を返すように恐縮でございますが、私どもは前の要綱案でもって政令案として御理解を願つたものと思つておつたので、はなはだ恐縮でしたが、たゞいま政府部内で、農林省と法制局と相談したところでありまして、法制局と相談がつかなければ出せないのではありません。私は米価決定後直ちに予定数量を出しまして、それと相前後して政令を出したいと思つてせつかく急いでおるのではありません。決定して正確なものを御出せといふ御趣旨でございます。法制局との相談の結果出さなければならぬので、私一存でいついつまに出すといふことは申し上げられないのであります。できるだけ急ぎまして政令案を出したい、こう考えておるのであります。その点御了承願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 こんな意地の悪いようなことを私は言いたくないけれども、今までの経過を見れば、今、亀田君が言う通り、初め承つたときの予約買付といふものと、今のお話じや全く別なものができ上つておる、こういうものがこれはあるのですがね、要綱案でした。それをもうて幾ら話をしてみたらつて結論が出つた。そこでまたくりくりと變つてしまつたら問題にならなと思ふ。これは農民の重大な問題です。この重大な問題をそんなことで

はともやりきれぬ問題ではありませうから、もつとちゃんとしたところでやるようにしていただきたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) それじゃ、さういふ工合に要綱案が政令案のつもりだつたといふのは、あるいは途中の予定の仕事の変更でさういふ工合になつたのかも知れませんが、その点は一応ここでは問題外にしまして、とにかく先ほど来の大臣の答弁なり、長官の答弁で行きますと、今週中にはでき上るはずでございますから、来週の委員会であらためて問題にいたします。

○委員長(江田三郎君) ここで予定を變更いたしました、漁業用燃油に関する件を議題といたします。

この件はすでに御了承の通り、全国漁業協同組合連合会に対する漁業用石油の輸入外貨の割り当ての問題でございます。去る六月二十八日の委員会に議題になり、問題の経緯に關して一応通産省及び水産庁事務当局から説明を聞いたのであります。問題は政治的解決を待たなければならぬ段階と考へられまして、委員会といたしまして最終的に結論を得たいと考へておりましたが、その後、事態もだいたい進んだやうでございますので、この際水産庁長官から、この間の今までのいきさつを承りたいたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 漁業用燃油に關しましては、全国漁業協同組合連合会から外貨の割り当てについて、われわれにも要望がございましたし、また当委員会におきましても種々御議論願ひましたし、また御懇請をいただいた

ておつたわけでありまして、これは外貨の割り当てにつきましては、通産当局のそれだけの考へ方もございまして、いろいろ折衝をいたしておつたわけでございますが、大体本日大綱につきまして、実質的に私たちがいたしましては妥結いたしました、かように考えますので、その間の御事情を御報告申し上げたいと思ひます。

その内容は、全漁連と契約をいたしました石油輸入業者に対して、石油輸入業者と全漁連とが売買契約をする。それに対して、別に石油業者に対して外貨を割り当てる。この割り

当てるべき外貨は、三十年代につきましては十萬キロリットル分といふふうに考へております。ただこの場合におきまして、A重油にするか、原油にするかといふことは、さらに細目決定をいたしたいと思ひますが、全漁連が買いますものは、輸入業者から、あるいは精製業者からA重油を買いわけであります。その全漁連に売りました輸入業者、あるいは精製業者に対しては、その内容をさらに細目にきめるのである。この分は本年度の重油の輸入外貨の別ワックスといふことになり、さういふことでございまして。なお、従来全漁連及び県連が石油の元売り業者から買つておりました分は、これはこの十萬トンとは別に従来の通りによる、ほはこの数量が十萬トンでございます。大体系統機関としては、先般全漁連からも要望がございまして、大体二十萬キロ程度の取扱ひができる、さういふことに相ならうかと思ひます。なお、これの実施につきましても横流れの防止でございますとか、価格の適正化につ

きましては、通産、農林両省におきまして十分監督をいたしたい。なお全般的に漁業用の重油についての値下げと申しますか、できるだけ安い価格を

り目的が達せられるということにお考えでございませうか。

○政府委員(前谷重夫君) 第一点の受け渡し場所はどこにするか、これは具体的には全漁連と輸入業者との間の契約になります。メイン・タンクで受けるか、あるいは第二次の基地タンクで受けるか、これは全漁連の石油の供給の地域的な、自己のタンクを持っておりませうかと、そうでない地域と、あるいは県連が持つておる場合、いろいろなケースがあるかと思ひます。その実態に即しまして、両者の間に協定が成り立つということになるだらうと思ひます。すでに全漁連におきまして、二万ないし三万の取扱いを現在までいたしておられたわけにございませうか、その経験をも活用いたしまして、現実に全漁連との末端の売り渡し場所等の相談をいたしまして、そうしてその結果をもつて輸入業者との間において契約をする、こういうことに相なうかと思ひます。御質問の第二点の協同組合の育成強化、これはわれわれといたしまして、沿岸漁業の振興のために協同組合の育成をして参るということでは、もちろん従来から考えておつたわけにございませうか、この一つの大きな方法といたしまして、最も共通的な取扱ひ資材でございませうか、系統組織の団結の強化ということに非常に私も役立つかと考へておられます。先ほど申上げましたように、これは従来に取り扱つたものに対するプラスとして取り扱はせるということに相なるわけにございませうか。また一面におきまして、漁業用の供給増という面にも関係いたして参るかと思ひます。その

点につきましては、われわれといたしまして、組合の共同販賣事業の著しい伸展になるだらうというのを期待いたしておるわけにございませうか。ただ最後に申上げましたように、これの実施の面につきましては、われわれとしても系統団体とも十分相談をいたし、そうしてこの趣旨にそぐわないことのないように十分注意をいたして参りたい、かように考えております。

○森八三三君 今のご報告でございませうが、全漁連が特定の輸入業者に発注をするという格好でありまして、発注を受けた会社が十キロですか、それに達するまでは、その会社に対して別ウクとして外貨の割り当てをする。そうしますと、全漁連と輸入業者との現物の授受はどういう場所で行われることになるのか。さらにわれわれが主張しておつたのは、零細な漁民を漁業協同組合に結集して行くという組織の強化を考へなげなうか。それが重油の問題と非常に関連が多いので、それによって漁業協同組合の質的な整備強化をはかりたい。値段の安い高いという問題より、むしろ私はそこに重点がある、こう思つておりましたが、そういう

は当然全漁連にこれをやるべきであつて、それをやることによって業者の利益は一つも減らないわけでありませう。だからこの解決のやり方というのは、非常に業者の方面には大きな利益になりますけれども、全漁連の目的としているところとは非常に遠いのです。それから全漁連が外貨の割当を望んでゐるのは、この系統を通して石油の配給その他をずっと統括してやうと思つて、そうしてそれによって協同組合の強化刷新を、一つこれを通してやうと思つてゐるので、そういう意味から私は水産庁はもっと強く出るべきじゃないかと思ひます。これはこの外貨の割当を通して業者の方が非常に利益になつてゐると思ふのですが、その点どういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(前谷重夫君) お言葉返すやうであります。全漁連がかりに外貨を受けまして、全漁連自身が現実に海外で直接交渉をして、そうして直接輸入をするということは、海外に人も派遣しなければいけませんし、その経験もございませうし、外貨を受けましてやはりどこかの輸入業者に委託しなければならぬということが実態でございませう。従ひましてわれわれといたしましては、その実態をとりまして、全漁連と契約をした輸入業者のみがその外貨の割当を受け得るわけにございませう。契約のできない場合におきましては、その輸入業者にまず外貨を割り当てまして、そうしてそれから全漁連にものを流すというのじゃなくして、全漁連と具体的に契約ができ、そういうことについて外貨の割当をする、こういうことではございませう。実質的にはその点が、従来主張いたしまし

て、相当特約店または小売店に対して買いかげがございませうので、これにつきましては極力指導によりまして返済をするように協力して参る、こういう趣旨におきまして、本日大体の話し合

ができたわけにございませう。従来いろいろこの点につきましては、当委員会を通じて御鞭撻いただき、またわれわれが交渉いたしまする場合をおきまして、非常に強力なる指導をしていただいたということにつきましては、非常にわれわれといたしまして感謝いたしておる次第であります。

○森八三三君 今の報告でございませうが、全漁連が特定の輸入業者に発注をするという格好でありまして、発注を受けた会社が十キロですか、それに達するまでは、その会社に対して別ウクとして外貨の割り当てをする。そうしますと、全漁連と輸入業者との現物の授受はどういう場所で行われることになるのか。さらにわれわれが主張しておつたのは、零細な漁民を漁業協同組合に結集して行くという組織の強化を考へなげなうか。それが重油の問題と非常に関連が多いので、それによって漁業協同組合の質的な整備強化をはかりたい。値段の安い高いという問題より、むしろ私はそこに重点がある、こう思つておりましたが、そういう

ございませう。従ひましてこれをただいまの御指摘のような変なことになるやうに、われわれとして十分監督いたしたいと、従ひましてその契約の内容、価格等につきましては報告を求め、そうしてその配給方法につきましても十分報告を求めまして、そうして監督上遺憾のないように処置いたしたいと、かように考えております。それはこの趣旨にもございませう。それに、農林、通産両当局は、横流し防止及び価格の適正について万全の措置を講ずるといふことが、これは御指摘のような、そういうことは無いと思ひますけれども、そういう点の心配と申しますか、非難を受けるようなことのないやうにということ、特にこの方法をとつたというわけで、その点については十分われわれとしても報告をと、監督をいたしたいと考へております。

○東隆君 私は長官の今言われた御報告は、これは常に中をとられて、だいが努力をされたやうでありますけれども、業者の方は一つこれによつて、損失というと語弊がありますが、損失を受けておらぬわけでありませうが、といひますのは、割当が十キロにふえて、しかもそれを確実な売り先がはつきりきまつてゐる、こういうことになり、しかも外貨がそれだけ割り当てられると、こういうことになつて業者としてはこれはもう非常に何となく有利な解決です。ところが全漁連が主張をしておりましたところからいへば、これは非常に遠い。全漁連の主張は、外貨の割当をほしい、こういうのであります。従つてプラス十万吨の形で出てきた外貨だけは、これ

は当然全漁連にこれをやるべきであつて、それをやることによって業者の利益は一つも減らないわけでありませう。だからこの解決のやり方というのは、非常に業者の方面には大きな利益になりますけれども、全漁連の目的としているところとは非常に遠いのです。それから全漁連が外貨の割当を望んでゐるのは、この系統を通して石油の配給その他をずっと統括してやうと思つて、そうしてそれによって協同組合の強化刷新を、一つこれを通してやうと思つてゐるので、そういう意味から私は水産庁はもっと強く出るべきじゃないかと思ひます。これはこの外貨の割当を通して業者の方が非常に利益になつてゐると思ふのですが、その点どういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(前谷重夫君) お言葉返すやうであります。全漁連がかりに外貨を受けまして、全漁連自身が現実に海外で直接交渉をして、そうして直接輸入をするということは、海外に人も派遣しなければいけませんし、その経験もございませうし、外貨を受けましてやはりどこかの輸入業者に委託しなければならぬということが実態でございませう。従ひましてわれわれといたしましては、その実態をとりまして、全漁連と契約をした輸入業者のみがその外貨の割当を受け得るわけにございませう。契約のできない場合におきましては、その輸入業者にまず外貨を割り当てまして、そうしてそれから全漁連にものを流すというのじゃなくして、全漁連と具体的に契約ができ、そういうことについて外貨の割当をする、こういうことではございませう。実質的にはその点が、従来主張いたしまし

た点は十分これによりまして目的が達し得ると、かような考えでおるわけでございます。ただ御指摘の、これによつて従来の石油輸入業者が、これも影響を受けないじゃないか、これは全般の問題といひまして現に石油、重油規制につきましても法律もございしますし、それによりまして、いろいろの価格調査等もでき得ることになつております。そういう全般的な問題につきましては、われわれといひましてはいろいろな法制的な裏打ちも得まして、そしていろいろな価格その他の配給機構につきましても調査いたしまして、そして漸次これをやつていく、また全漁連がこれを扱うことによりましてその配給のコストその他の点につきましても十分なる資料が得られる、かようにわれわれとしては考えておるわけでございます。

○東隆君 私は輸入石油そのものに対するこれは現物その他の支配上イニシアをとるというふうな考え方で、こういう場合はやはり全漁連に外貨を割り当てるといふ形式をとらなければ、まず第一番目に今のドルの問題ですけれども、ドルそのものが割り当てられることによつて相当な利益が上つております、これは実際上、そういうふうな問題、それから生じてくる結局輸入のコスト、こういうふうなものが違つて参る、そういうふうな問題、それから先ほど森君が言つたようなりべとの問題、こういうふうな問題は当然ドルと円との関係から出てくるのであります。おそれるというふうなところから出てくる。従つてその根をなくすることが必要だし、私はやはり全漁連にドルを割り当てるといふ形をとらなければ

ればその関係はこれはどうしてもきれいにならないと思ふ。この関係はおそらく今のこの調停案、長官の報告をされた案で進めていくならば、どちらかの間にいろいろな問題が起きてくると思う。当然その間にまたたとえばドルが三百六十円で計算されるなら問題ございせんが、そういうふうな計算されるものではないからいろいろの問題が出てくる、私はそこに今後困つた問題が起きてくると思ひます。だからこれはもう一歩進んでドル割当をやらないければこれはおそれる全漁連なんかは満足はなかなかしないのじゃないかと、こう考えておられます。これはどういふ形で今後進めていくか、これがまたいろいろ問題があるかと思ひます。私はどうも今の御報告ではこれは解決したものだと思ひないんです。その点は将来どういふふうな……話を進めていくお考えがあるのじゃないかと思ひますが、その解決からもう一歩進めていく方向はどういふふうなものですか、それをお伺ひしたいのであります。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。われわれは実質的にはそれによりまして従来のわれわれが希望いたしておりました点を大部分遂げておるというふうな点をお考へしておるわけでございますが、これらの実施につきましてはまあ御指摘のように十分注意をいたさなければならぬと思つております。十分注意をいたしたいと考えております。

○秋山俊一郎君 先ほどの御説明でちよつとはつきりしなかつた点がありますが、十万キロというの重油か、あるいは原油か、またそこはつきり

してないというふうなお言葉であつたように思ひますが、原油の場合であつたならば重油は十万キロ出てこないと思ふのですが、その辺はどういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(前谷重夫君) A重油につきまして、全漁連が契約して輸入業者から買ひますものは、A重油の十万キロというのを予定しておるわけでございます。ただこの場合に、割り当てる外貨は、今の外貨の割当からいきますと、A、B、C合せます価格、これはまあ製品としては一本になつております。A、B、Cと、このFOB単価とそれから原油の単価とはほとんど変わりありませんが、ただこの問題として残しておきますのは、われわれとしましては、場合によりまして原油で割り当てる方が、実際上全漁連が輸入業者あるいは精製業者と交渉いたします場合におきまして有利な場合が考えられるわけでございます。と申しますのは、重油の場合、原油にはそのほかのいろいろなものが製品として出て参ります。それが市況によりまして相当有利に販売できるような場合には、その場合におきましては、よりまあ何と申しますか、精製業者の方に切り込めるといふ場合も想像されるわけでございます。その点についてはもう少しわれわれとしてもいろいろ検討いたしたい点もございしますので、そういう意味におきまして、この点につきましては今後具体的にきめることにいたしておるわけでございます。ただ御心配のようには、原油を割り当てました場合におきましては、その原油から生ずるA重油でございますが、それが全漁

連に充てる量ということにはならぬわけでございます。そこは別々に切り離しておるわけでございます。全漁連が使用するのはA重油でございますので、そのA重油は、全漁連がA重油を買ひ、その場合において外貨のつけ方といたしましてどちらが有利であるかというのを検討する余地もございしますので、そういう点を別にいたしておるわけでございます。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、十万キロリットルという量は具体的なものではございません。大体それに近いものでいい、こういう考え方がないかと思ひます。十万キロリットルというものを扱うとすれば、A重油ならA重油が十万キロリットルなければいけません。原油で十万キロリットル入るといふと、ほかのものを取りますと十万キロリットル残らないという格好になります。

それからもう一つお伺ひしたいのは、この十万キロは本年の分であらうと思ひますが、先ほどのお話によつて、普通の年は二十万キロと、これはあくまでも別ワクで今後いくわけでありまして、今年だけの御処置でありますか、その点を伺ひたいと思ひます。もし例年別ワクで十万キロリットルというのが入つてくるとなると、一方では石炭の面から重油の規制が行われており、一方は二十万キロというものは別ワクで入つてくる。そうすると全体日本で今まで輸入しておつた数量のある程度をを外貨割当で減らすのか、もし減らさないでいくとすれば、かなりゆとりができて、油の値はかなり下つていくのじゃないかとわれ

われは想像するのですが、その点はいかがですか。

○委員(長江田三郎君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員(長江田三郎君) それじゃ速記を始め。

○政府委員(前谷重夫君) この問題につきましては、先ほど御説明いたしましたように、三十年度におきまして別ワクといたしてあるのであります。で、今後の問題につきましては、やはり外貨の全体の事情もございしますし、それに原油に割り当てられる外貨の事情というものは三十一年度はまだ見当がつかないわけでありまして、またわれわれといひましては、今後の系統の販売状況、あるいは系統組織の消化の状況、また全般的な石油の需給及び価格の引き下げについての今後の努力というふうな点も考へ合せてまして、今回は三十年度におきまして一応問題の話し合ひをつけたのでございまして、御指摘のようによつて三十一年度どうするかという、三十一年度以降については一応触れておらないわけでございます。まあこれは私たちのひとりよがりかも知れませんが、一たんこういうふうになりますれば、これを下げるということはあり得ないのじゃないかという点に考へておるわけでございます。

○秋山俊一郎君 大体水産庁当局の非常なごあつせんによりまして、ここまできたことは、私どもとしては行政がまず一〇〇%とは言へませんが、八〇%ないし九〇%の効果も上げてたものと考へまして、非常に敬意を表するのであります。今お話しのように

に、非常にそこに弾力性と言いますか、妙味というものが残っておる。そこに先ほど森委員からも非常に御心配になりましたこの油の売買によって今後いろいろな問題が出てくる。そこにどうもすぎがあるような感じがするのです。従いまして、この問題はもう少し手をすれば今度は大へんなことになつてしまふので、もちろん当事者は十分警戒しなければならぬけれども、当局としても最善の注意を払っていただきたいと、いふつもりでやつたものはとんでもないことになるというところは私も森委員と同じような感を深くする。ことに原油を輸入した場合、その価格の操作とか、あるいは相場とかいふようなことになりまふと、これはどうにもなる問題です。この油の販売というものは非常に妙なところが多いのです。従つてだれも油の販売をやりたい。従つてそこへ公的なものがやるといふことは、非常に危険性ははらんでゐる。私はあえて疑ひはしません、この点はよく注意しませんが、とんでもないことになりはしませんか。こゝろは十分一つ一つ上つて成果を落さないようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) よろしうございますか……。それじゃこの問題はこの程度にいたします。ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十一分散会

七月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(衆)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(衆)

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案

五 地すべり防止施設
六 林地荒廃防止施設
七 林地防除施設
八 水産養殖施設
九 漁業用施設の台風又は豪雨による災害を防止するために必要な公共的施設であつて政令で定めるものをいう。

二 この法律で「水産養殖施設」とは、漁港、養殖施設その他の漁業用施設の台風又は豪雨による災害を防止するために必要な公共的施設であつて政令で定めるものをいう。

三 この法律で「応急対策事業」とは、台風又は豪雨に対する事前措置として行ふ事業であつて次の各号に掲げるものをいう。

一 災害を受けた場合における応急対策に必要な種苗、土のう等の物資で政令で定めるものを確保するために購入する事業

二 災害を受けた場合における応急対策としての再植又は補植に必要な苗木を生産するための苗代を設置する事業及び応急対策用の稚魚、稚貝を養殖するための養殖場を設置する事業

三 地すべり地帯における農舎(生産に直結する家屋を含む。以下同じ)及び畜舎を移築する事業

四 この法律で「災害防除事業」とは、農林地防除施設又は水産養殖施設の新設又は改良を目的とする事業及び応急対策事業でこの法律に規定する災害防除事業計画に基くものを用いる。

(台風常襲地帯の指定)
第三条 農林大臣は、台風常襲地帯対策審議会(以下「審議会」という。)の議決を経て、しばしば台風又は豪雨の来襲を受け、そのため農林水産業の災害が頻発している

区域を、都道府県単位に、台風常襲地帯として指定する。

二 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事の作成する災害防除事業計画案)
第四条 前条の指定に係る都道府県の知事は、当該都道府県の災害防除事業計画案を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

二 都道府県知事は、前項の規定により災害防除事業計画案を作成するに、あらかじめ、関係市町村長及び関係人の意見を聞かなければならない。

(農林大臣の定める災害防除事業計画案)
第五条 農林大臣は、前条の災害防除事業計画案を参し、審議会の議決を経て、台風常襲地帯についての国の災害防除事業計画を定めなければならない。

二 農林大臣は、前項の規定により国の災害防除事業計画を定めるときは、これを当該都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

(都道府県知事の定める災害防除事業計画案)
第六条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、当該都道府県の議会の議決を経て、当該都道府県の災害防除事業計画を定めなければならない。

二 都道府県知事は、前項の規定により災害防除事業計画を定める場合

には、第四条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による災害防除事業計画の変更)
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の災害防除事業計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、災害防除事業計画を定める場合の例により、その定めた災害防除事業計画を変更するものとする。

(災害防除事業計画の内容)
第八条 災害防除事業計画は、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 事業の種類、実施者及び実施期間
二 事業の実施に要する経費の負担区分
三 地方債の発行、資金の融通その他の事業資金の調達方法

(事業の実施)
第九条 災害防除事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定にしたがい、国、地方公共団体その他農林水産業者の組織する団体(地すべり地帯における農舎及び畜舎を移築する事業については個人を含む)が実施するものとする。

(補助の対象及び補助率)
第十条 国は、毎年度予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助するものとする。ただし、農林地防除施設及び水産養殖施設に係る災害防除事業については、一箇所の工事の費用が十万

には、第四条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による災害防除事業計画の変更)
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の災害防除事業計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、災害防除事業計画を定める場合の例により、その定めた災害防除事業計画を変更するものとする。

(災害防除事業計画の内容)
第八条 災害防除事業計画は、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 事業の種類、実施者及び実施期間
二 事業の実施に要する経費の負担区分
三 地方債の発行、資金の融通その他の事業資金の調達方法

(事業の実施)
第九条 災害防除事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定にしたがい、国、地方公共団体その他農林水産業者の組織する団体(地すべり地帯における農舎及び畜舎を移築する事業については個人を含む)が実施するものとする。

(補助の対象及び補助率)
第十条 国は、毎年度予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助するものとする。ただし、農林地防除施設及び水産養殖施設に係る災害防除事業については、一箇所の工事の費用が十万

には、第四条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による災害防除事業計画の変更)
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の災害防除事業計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、災害防除事業計画を定める場合の例により、その定めた災害防除事業計画を変更するものとする。

(災害防除事業計画の内容)
第八条 災害防除事業計画は、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 事業の種類、実施者及び実施期間
二 事業の実施に要する経費の負担区分
三 地方債の発行、資金の融通その他の事業資金の調達方法

(事業の実施)
第九条 災害防除事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定にしたがい、国、地方公共団体その他農林水産業者の組織する団体(地すべり地帯における農舎及び畜舎を移築する事業については個人を含む)が実施するものとする。

(補助の対象及び補助率)
第十条 国は、毎年度予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助するものとする。ただし、農林地防除施設及び水産養殖施設に係る災害防除事業については、一箇所の工事の費用が十万

には、第四条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による災害防除事業計画の変更)
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、国又は当該都道府県の災害防除事業計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、災害防除事業計画を定める場合の例により、その定めた災害防除事業計画を変更するものとする。

には、第四条第二項の規定を準用する。

四以上のものに限り、国の補助の対象とする。

一 都道府県が行う災害防除事業の事業費の一部

二 都道府県以外の地方公共団体又は農林水産業者の組織する団体(地すべり地帯における農舎及び畜舎を移築する事業について個人を含む)が行う災害防除事業につき、都道府県が次項各号の区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める比率を下らない比率による補助をする場合におけるその補助に要する経費(当該各号に定める比率をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部

2 前項第一号の規定により国が行う補助の比率は、次の区分による。

一 農林地防災施設に係るもの

イ 用排水ポンプの設置及び改良

良 当該事業費の 十分の九

ロ 前号以外の用排水施設の造成及び改良

ハ 当該事業費の 十分の七

ハ 溜池の築造及び改良

ニ 当該事業費の 十分の七

ニ 防災林の造成及び補植

ホ 当該事業費の 十分の七

ホ 堤防の築造及び改良

ヘ 当該事業費の 十分の九

ヘ 地すべり防止施設の造成及び改良

ト 当該事業費の 十分の九

ト 林地荒廃防止施設の造成及び改良

当該事業費の 十分の七

チ 林道防災施設の造成及び改良

良 当該事業費の 十分の七

二 水産業防災施設の造成及び改良

良 当該事業費の 十分の七

三 応急対策事業

当該事業費の 十分の五

(他の法律との関係)

第十一條 農林地防災施設又は水産業防災施設が災害を受けた場合における措置に關しては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)(以下「暫定措置法」といふ)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)(以下「負担法」といふ)の定めるところによる。

2 水産業防災施設のうち暫定措置法第二條又は負担法第三條に掲げられていない施設が災害を受けた場合における災害復旧の事業については、これをこの法律の第二條第四項にいう新設又は改良の事業とみなし、この法律の規定を適用する。

(予算の作成方針)

第十二條 政府は、災害防除事業計画のすべてがこの法律の施行の日から十年以内に完遂できるよう、第十條の規定に係る経費を毎年度の予算に計上するよう努めなければならない。

第十三條 政府は、台風常襲地帯として指定された区域内における暫定措置法又は負担法の規定による災害復旧事業に対する国の補助又は負担については、災害の生じた年から三年以内に当該事業が完成

するように措置するものとする。

(災害防除事業等の監督)

第十四條 農林大臣は、第十條第一項の規定により国の補助を受ける都道府県に対して、当該都道府県の行う災害防除事業又は災害防除事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業若しくは補助の実施に關し必要な指示をすることが出来る。

(地方公共団体の起債の特例及び利子補給)

第十五條 台風常襲地帯として指定された区域内の地方公共団体は、第六條の規定により定めた災害防除事業計画の実施に要する経費の不足を補う場合においては、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 国は、毎年度予算の範囲内で、地方公共団体が前項の規定により起した地方債のうち国以外のものが引き受けたもので利息の定率が年五分をこえるものにつき、当該地方債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年五分として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該地方公共団体に補給するものとする。

(補助金の返還)

第十六條 第十條第一項第一号の規定によりその行う災害防除事業につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度において当該都道府県が当該事業に支出した金額(その金額の全部又は一部につき返還があつた場合を除いた金額)が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を、当該年度の終了後(当該年度の終了前に当該事業を終了した場合においては、当該事業の終了後)遅滞なく国に返還しなければならない。

3 農林大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県がその補助金の交付を受けた年度において当該補助金の目的にしたがつてその補助金を使用しないとき、又は当該補助金の目的である事業の実施若しくは補助の実施が著しく不適当であるときは、当該都

道府県に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

(審議会の設置及び権限)

第十七條 この法律の規定によりその権限に關せしめられた事項その他台風常襲地帯の農林水産業の生産力の維持向上に關する重要事項を調査審議するために、農林省に台風常襲地帯対策審議会を置く。

2 審議会は、台風常襲地帯の農林水産業の生産力の維持向上に關する重要事項につき、関係行政機関の長に對し意見を申し出ることが出来る。

2 第十條第一項第二号の規定により都道府県以外の者が行う災害防除事業に對してその行う補助につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度において当該都道府県が当該補助のため支出した金額(その金額の全部又は一部につき返還があつた場合を除いた金額)が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を、当該年度の終了後(当該年度の終了前に当該事業を終了した場合においては、当該事業の終了後)遅滞なく国に返還しなければならない。

(審議会の組織等)

第十八條 審議会は、次に掲げる者につき農林大臣が委嘱又は任命する委員二十八人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから参議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 自治庁次長

四 大蔵事務次官

五 農林事務次官

六 建設事務次官

七 経済企画庁次長

八 都道府県知事 二人

九 都道府県議會議長 二人

十 市町村長 二人

十一 市町村議會議長 二人

十二 学識経験を有する者 二人以内

十三 農林水産業者の組織する団体の代表者 五人以内

2 前項第一号、第二号及び第八号から第十三号までに掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除くほか、審議会の職務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、省令で定める。

(委任事項)

第十九条 この法律で命令に委任するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日以後に実施される事業について適用する。

2 この法律は、昭和四十一年三月三十一日限りその効力を失う。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中略農審議会の項の次に次のように加える。

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法(昭和二十九年法律第三号)によりその権限を行使すること。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(目的)

第一条 この法律は、暴風雨、地震、暴風浪、高潮、降霜、低温又は降ひよりの天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農業者」とは農業をおもな業務とする者であつて、天災(当該天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものに限る以下この項において同じ)によるその農作物又は圃の減収量がその者の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、天災による農作物及び圃の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は

役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ)の認定を受け

たものをいい、「被害農業者」とは、林業をおもな業務とする者であつて、天災によりその生産する薪炭(薪炭原木を含む)又は林業用種苗が流失した等のため著しい被害を受けた旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「被害農業者」とは漁業をおもな業務とする者であつて、天災によりその生産する魚類、貝類若しくは海そり類が流失した等のため著しい被害を受けた旨又はその所有する漁船、漁具が流失し、損壊した等のため著しい被害を受けた旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「被害組合」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合であつて天災(当該天災による被害が著しいと認めて政令で指定するものに限る。以下第四項において同じ)によりその所有し又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたものをいう。

3 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合(以下「組合」と総称する)又は金融機関が被害農業者、被害農業者又は被害漁業者(以下「被害農林漁業者」と総称する)に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金

で次の各号に該当するものをいう。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は五万円のとちから低い額の範囲内のものであること。

二 償還期限が三年以内のものであること。

三 利率が、年六分五厘(開拓者に貸し付けられる場合は年五分五厘)以内のものであること。

4 この法律において「事業資金」とは、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会(以下「連合会」と総称する)又は金融機関が、被害組合に対し、天災により被害を受けたために必要となつた事業運営資金として五百万円(連合会に貸し付けられる場合は一千万円)の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で政令で定める期間内に貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた経営資金(農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。以下第三号、第五号及び第

七号において同じ)につき利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行つた場合に要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行つた場合に要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するの要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対し補償するの要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

九 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた事業資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

十 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中

央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた事業資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

十一 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

十二 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するの要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」と総称する。）は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号の経費については当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（開拓者に貸し付けられる場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の経費につ

いては、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三項第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付し

た補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十年七月十一日印刷

昭和三十年七月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局